



雇用保険 業務取扱要領集 (行政手引集)

平成21年4月版

総目次

20001-25000	適用関係
50001-54000	一般被保険者に対する求職者給付
54001-55000	高年齢継続被保険者に対する求職者給付
55001-57000	短期雇用特例被保険者に対する求職者給付
57001-58000	就職促進給付
58001-59000	教育訓練給付
59001-59500	高年齢雇用継続給付
59501-59800	育児休業給付
59801-60000	介護休業給付
90001-91000	日雇関係

<< クリックすると各ファイルが開きます >>



榊原社労士事務所編



注意事項

この文書資料は、情報公開法により適法に入手した行政文書です。

この「業務取扱要領」は、厚生労働省職業安定局雇用保険課が、雇用保険業務の事務処理について作成した内部マニュアルであり、市販の雇用保険に関する解説書に「行政手引〇〇〇〇〇番」と示されているものの元文書に相当する文書です。

情報公開法が施行されて以来 8 年が経過し、この間数度にわたり行政手引の開示を厚生労働省に相談して参りましたが、「まとまったものは作成しておらず、目次に利用できるものも含めて存在しない。」と説明され、欺かれ続けてきました。

この度、ようやくこの業務取扱要領の開示に至りましたのでご活用いただければ幸いです。

なお、このような経緯から、ここにお届けした文書がその全てであるかどうかは、まったく分かりません。雇用保険の業務取扱要領全部の開示請求に対する厚生労働大臣の処分結果であるに過ぎません。

ご利用に当たっては、次の点に同意頂いたものとして頒布しますので、よろしくお願いします。

1. 当行政文書は、2009 年（平成 21 年）4 月 1 日施行分として同年 5 月 1 日に開示決定を受けた文書です。法改正直後のため、前年度までの運用分と改正後の運用分を、この順に掲載して同一ファイルに収めました。常に細かな運用変更はありましようから、最新の運用と記載内容が異なることも想定されます。ご利用に当たってはこの点十分にご留意ください。当所では当資料を利用したことによって生じた事態に責任を負いません。

2. 当資料は PDF 形式ファイルであり、文書内容の変更・抽出等に規制をかけてありますが、印刷は可能です。各文書ファイルの左端しおりから当該項目ページが開けます。元資料の総目次文書の代わりに当所で表紙を作成しました。PDF ファイルの取扱いに関する疑問は、関係アプリケーションソフトのマニュアルをご参照頂くなど、ご自身にてご対応ください。当所からのサポートは致しません。

3. 当資料 PDF ファイルのご利用は、購入されたご本人に限らせて頂きます。従って、当資料 PDF ファイルの第三者への無断コピー配布等はなさないでください（個別パスワードによる管理等を進めております）。

以上

業 務 取 扱 要 領

20001－23500 雇用保険適用関係

厚生労働省職業安定局雇用保険課

目 次

20001－ 20100	第1 適用事業	1
20001－ 20050	1 適用事業	1
20001	(1) 適用事業の意義	1
20002	(2) 「事業」及び「事業主」の意義	1
20003	(3) 「事業」と「事業所」との関係	1
20004	(4) 「労働者」及び「雇用関係」の意義	2
20005	(5) 保険関係の成立及び消滅	2
20051－ 20100	2 適用事業に関する解釈	2
20051	(1) 日本人以外の事業主が行う事業	2
20052	(2) 駐留軍等間接雇用労働者に関する事業主	2
20101－ 20300	第2 暫定任意適用事業	3
20101－ 20150	1 暫定任意適用事業	3
20101	(1) 概要	3
20102	(2) 暫定任意適用事業の意義	3
20103	(3) 「国、都道府県、市町村その他これらに準ずるもの」中の「その他これらに準ずるもの」の意義	4
20104	(4) 「法人」の意義	4
20105	(5) 「常時5人以上」の意義	4
20106	(6) 事業主が適用事業に該当する部門と暫定任意適用事業に該当する部門とを兼営する場合の取扱い	4
20151－ 20200	2 任意加入の認可等	5
20151	(1) 任意加入の認可	5
20152	(2) 認可権者	5
20153	(3) 認可の基準	5
20154	(4) 認可の手続	6
20155	(5) 認可の取消し	9
20156	(6) 認可の撤回	9

20157	(7)	擬制による任意加入の認可	9
20158	(8)	雇用保険に係る保険関係の消滅の認可	10
20301－ 20500	第3	被保険者	11
20301－ 20350	1	被保険者の範囲	11
20301	(1)	被保険者の意義	11
20302	(2)	被保険者の種類	11
20303	(3)	被保険者とならない者	13
20351－ 20400	2	被保険者の範囲に関する具体例	14
20351	(1)	2以上の事業主の適用事業に雇用される者	14
20352	(2)	引き続き長期にわたり欠勤している者	16
20353	(3)	退職金制度のある適用事業に雇用される者	16
20354	(4)	国外で就労する者	17
20355	(5)	在日外国人	17
20356	(6)	駐留軍等間接雇用労務者	17
20357	(7)	外国人技能実習生	17
20358	(8)	取締役及び社員、監査役、協同組合等の社員又は財団の役員	18
20359	(9)	企業組合の組合員	18
20360	(10)	農事組合法人等の団体の構成員、家族等	19
20361	(11)	森林組合に雇用される者	19
20362	(12)	生命保険会社の外務員等	20
20363	(13)	旅館、料理店、飲食店、その他接客業又は娯楽場の事業に雇用される者	21
20364	(14)	暫定的に船舶に乗り組む漁業会社陸上勤務職員	21
20365	(15)	家事使用人	22
20366	(16)	昼間学生	22
20367	(17)	臨時内職的に雇用される者	22
20368	(18)	短時間就労者	23
20369	(19)	同居の親族	23
20370	(20)	土木建築等の事業に雇用される労働者	24
20371	(21)	授産施設の作業員	24
20372	(22)	派遣労働者	25
20373	(23)	事業主に雇用されつつ自営業を営む者等	26

20374	(24)	在宅勤務者	2 6
20375	(25)	競走事業従事者	2 7
20401－ 20420	3	高年齢継続被保険者の意義	2 8
20401	(1)	概要	2 8
20402	(2)	高年齢継続被保険者に係る事務手続	3 1
20403	(3)	65歳以上の高年齢者の任意加入	3 1
20421－ 20450	4	短時間労働被保険者の意義 削除	3 2
20451－ 20500	5	特例被保険者の意義	3 3
20451	(1)	概要	3 3
20452	(2)	「季節的に雇用される者」の意義	3 3
20453	(3)	「短期の雇用に就くことを常態とする者」の意義	3 4
20501－ 20700	第 4	被保険者資格の取得又は喪失の確認	3 5
20501－ 20550	1	被保険者資格の取得又は喪失の確認	3 5
20501	(1)	概要	3 5
20502	(2)	遡及確認	3 5
20551－ 20600	2	被保険者資格を取得する日	3 6
20551	(1)	概要	3 6
20552	(2)	短時間労働者であって季節的に雇用されるもの又は短期の雇用に就くことを常態とするもの	3 6
20553	(3)	日雇労働者	3 6
20554	(4)	暫定任意適用事業が適用事業となるに至った場合	3 6
20555	(5)	4か月以内の期間を予定して行われる季節的事業に雇用される者	3 7
20556	(6)	任意加入の認可があった場合	3 7
20557	(7)	短時間就労者	3 7
20558	(8)	派遣労働者	3 7
20601－ 20620	3	被保険者資格を喪失する日	3 8
20601	(1)	概要	3 8
20602	(2)	日雇労働者	3 8

20603	(3)	船員保険の被保険者となった場合	3 8
20604	(4)	被保険者が法第6条第4号に該当するに至った場合	3 9
20605	(5)	短時間就労者	3 9
20606	(6)	派遣労働者	3 9
20701－ 20900	第5	被保険者資格を取得したときの事務手続	4 1
20701－ 20750	1	資格取得届の提出による確認	4 1
20701	(1)	概要	4 1
20702	(2)	資格取得届用紙の配付	4 1
20703	(3)	資格取得届記載要領及びその指導	4 2
20704	(4)	資格取得届の受理	4 7 (
20705	(5)	被保険者資格の取得の確認要領	4 9
20706	(6)	被保険者番号	5 2
20707	(7)	確認通知及び被保険者証の交付	5 3
20708	(8)	確認通知後の事務処理	5 7
20709	(9)	資格取得届（F D提出）記載要領及びその指導	5 8
20710	(10)	F Dにより新規の資格取得届を提出する場合の事務処理	6 2
20711	(11)	資格取得届に外国人雇用状況報告に係る記載があった場合の取扱い	6 4
20751－ 20800	2	確認請求による確認	6 4
20751	(1)	概要	6 4
20752	(2)	請求手続	6 5 (
20753	(3)	請求の受理及び確認要領	6 5
20754	(4)	確認通知及び請求の却下	6 6
20801－ 20850	3	職権による確認	6 8
20801	(1)	概要	6 8
20802	(2)	確認要領	6 8
20803	(3)	確認通知	6 8
20851－ 20870	4	被保険者証	6 9
20851	(1)	概要	6 9
20852	(2)	被保険者証の安定所への提出	6 9
20853	(3)	被保険者証の再交付	6 9

20854	(4)	被保険者証の重複交付（被保険者番号の重複付与）の防止	7 1
20855	(5)	被保険者証が重複交付（被保険者番号が重複付与）されている場合の取扱い	7 1
20871－ 20900	5	被保険者資格取得確認照会	7 2
20871	(1)	雇用保険加入手続の有無の確認に係る労働者からの照会手続	7 2
20872	(2)	雇用保険加入手続の有無等の確認に係る事業主からの照会手続	7 6
20901－ 20950	第 6	短時間労働者	7 7
20901	(1)	概要	7 7
20951－ 21100	第 7	特例被保険者であることの確認及び事務手続	7 8
20951－ 20970	1	特例被保険者であることの確認	7 8
20951	(1)	概要	7 8
20952	(2)	確認の順序	7 8
20971－ 21000	2	被保険者資格の取得の確認を行った際における確認	7 8
20971	(1)	概要	7 8
20972	(2)	季節的に雇用される者の確認	7 9
20973	(3)	短期の雇用に就くことを常態とする者の確認	8 0
21001－ 21020	3	同一事業所において短期の離職期間で入離職を繰り返し、離職の都度特例一時金を 受給している者等に係る確認	8 2
21001	(1)	概要	8 2
21002	(2)	確認基準	8 3
21003	(3)	確認要領及び確認後の事務処理	8 4
21021－ 21040	4	申出による確認	8 5
21021	(1)	概要	8 5
21022	(2)	申出手続等	8 6
21023	(3)	確認要領	8 6
21024	(4)	確認通知及び請求の却下	8 6
21041－ 21060	5	職権調査による確認	8 6
21041	(1)	概要	8 6
21042	(2)	調査方法	8 6

21043	(3)	事務処理	8 7
21061－ 21080	6	資格喪失届提出時又は受給資格決定時に特例被保険者であること又は一般被保険者であることを発見した場合の取扱い	8 7
21061	(1)	資格喪失届提出時に特例被保険者であることを発見した場合の取扱い	8 7
21062	(2)	受給資格決定時に特例被保険者であることを発見した場合等の取扱い	8 8
21063	(3)	資格喪失届提出時に一般被保険者であることを発見した場合の取扱い	9 0
21064	(4)	受給資格決定時に一般被保険者であることを発見した場合の取扱い	9 0
21081－ 21100	7	一般被保険者への切替え等	9 1
21081	(1)	概要	9 1
21082	(2)	一般被保険者への切替えについての留意事項	9 1
21083	(3)	65歳以降に同一の事業主に引き続いて1年以上雇用されるに至った場合の取扱い	9 1
21101－ 21200	第8	被保険者区分の変更が生じたときの事務手続 削除	9 4
21201－ 21400	第9	被保険者資格を喪失したときの事務手続	9 5
21201－ 21250	1	資格喪失届の提出による確認	9 5
21201	(1)	概要	9 5
21202	(2)	資格喪失届用紙の配付	9 6
21203	(3)	資格喪失届記載要領及びその指導	9 6
21204	(4)	資格喪失届の提出	9 9
21205	(5)	資格喪失届の受理	1 0 0
21206	(6)	被保険者資格の喪失の確認事項	1 0 0
21207	(7)	被保険者区分に関する経過措置の該当者に関する事務手続 削除	1 0 2
21208	(8)	確認後の事務処理	1 0 2
21209	(9)	資格喪失届に外国人雇用状況報告に係る記載があった場合の取扱い	1 0 2
21251－ 21300	2	確認請求による確認	1 0 3
21251	(1)	概要	1 0 3
21252	(2)	確認通知及び請求の却下	1 0 3
21301－ 21350	3	職権による確認	1 0 7
21301	(1)	概要	1 0 7
21302	(2)	確認要領	1 0 7

21303	(3)	確認通知	1 0 7
21401－ 21700	第10	離職票の交付	1 0 8
21401－ 21450	1	概要	1 0 8
21401	(1)	離職票交付の安定所	1 0 8
21402	(2)	離職票を交付すべき場合	1 0 8
21403	(3)	離職票の交付を要しない場合	1 0 8
21451－ 21500	2	離職証明書	1 0 9
21451	(1)	離職証明書用紙等の配付	1 0 9
21452	(2)	事業主の離職証明書の提出	1 0 9
21453	(3)	事業主の離職者に対する離職証明書の交付	1 0 9
21454	(4)	離職証明書記載要領及びその指導	1 1 0
21455	(5)	「雇用保険被保険者離職証明書についての注意」	1 2 6
21501－ 21550	3	事業主から離職証明書の提出があった場合の交付手続	1 3 5
21501	(1)	離職証明書の受理	1 3 5
21502	(2)	離職証明書記載事項の審査	1 3 5
21503	(3)	離職票の作成及び記載要領	1 3 7
21504	(4)	離職票の交付	1 4 0
21505	(5)	天災その他の事故により雇用保険関係書類を滅失した場合の離職証明書の提出 及び離職票の交付	1 4 2
21551－ 21600	4	離職者から請求があった場合の交付手続	1 4 2
21551	(1)	概要	1 4 2
21552	(2)	離職票交付の請求	1 4 3
21553	(3)	離職票の交付	1 4 3
21601－ 21650	5	離職証明書の保管	1 4 4
21601	(1)	離職証明書の保管	1 4 4

21651－ 21700	6	離職以外の理由により被保険者資格を喪失した者の取扱い	1 4 4
21651	(1)	離職以外の理由により被保険者資格を喪失した者の取扱い	1 4 4
21701－ 21900	第11	被保険者に関する諸届出	1 5 5
21701－ 21750	1	概要	1 5 5
21701	(1)	概要	1 5 5
21751－ 21800	2	転勤の届出	1 5 5
21751	(1)	概要	1 5 5
21752	(2)	転勤届を提出する場合	1 5 5
21753	(3)	転勤届の記載要領及びその指導	1 5 6
21754	(4)	土木建築業に雇用される労働者が移動した場合の取扱い	1 5 9
21755	(5)	転勤届の提出を受けた安定所の事務処理	1 5 9
21756	(6)	転勤と同時に被保険者区分の変更を行う場合 削除	1 6 1
21801－ 21850	3	被保険者氏名変更の届出	1 6 1
21801	(1)	被保険者氏名変更の場合の処理	1 6 1
21851－ 21900	4	雇用継続交流採用終了の届出	1 6 2
21851	(1)	雇用継続交流採用終了の場合の処理	1 6 2
21901－ 22000	第12	被保険者台帳	1 6 5
21901－ 21950	1	被保険者台帳	1 6 5
21901	(1)	概要	1 6 5
21902	(2)	被保険者台帳の作成及び保管	1 6 5
22001－ 22200	第13	事業所の取扱い	1 6 6
22001－ 22050	1	事業所	1 6 6
22001	(1)	趣旨	1 6 6
22002	(2)	事業所に関する判断の基準	1 6 6
22003	(3)	事業所と徴収法施行規則にいう事業場との関係	1 6 6

22004	(4)	事業所番号	1 6 7
22051－ 22060	2	事業所非該当の取扱い	1 6 7
22051	(1)	概 要	1 6 7
22052	(2)	事業主の申請	1 6 8
22053	(3)	事業所非該当承認申請書の提出を受けた安定所の事務処理	1 7 4
22054	(4)	事業所非該当の施設が一の事業所と認められるに至った場合の事務処理	1 7 7
22061－ 22100	3	本社等で一括して事務処理を行う場合	1 7 7
22061	(1)	本社等で一括して事務処理を行う場合	1 7 7
22101－ 22150	4	事業所が分割又は統合された場合の事務処理	1 7 9
22101	(1)	事業所が分割又は統合された場合の事務処理	1 7 9
22102	(2)	事業所が分割又は統合された場合の被保険者に関する事業主の事務	1 7 9
22201－ 22500	第14	事業主及び事業所に関する諸届出	1 8 0
22201－ 22250	1	概要	1 8 0
22201	(1)	種類	1 8 0
22202	(2)	事業主住所、氏名欄の記載要領	1 8 0
22203	(3)	印章の押印	1 8 0
22251－ 22300	2	事業所の設置	1 8 1
22251	(1)	事業所設置届の提出等	1 8 1
22252	(2)	事業所設置届の提出手続	1 8 1
22253	(3)	事業所設置届の受理及び処理	1 8 3
22254	(4)	事業所設置届の公共職業安定所記載欄の記載方法	1 8 8
22301－ 22350	3	事業所の廃止	1 8 8
22301	(1)	事業所廃止届の提出等	1 8 8
22302	(2)	事業所廃止届の受理及び処理	1 8 9
22303	(3)	事業所廃止届の公共職業安定所記載欄の記載方法	1 8 9
22351－ 22400	4	事業主の氏名、住所及び事業所の名称、所在地等の変更	1 9 3
22351	(1)	事業主事業所各種変更届の提出等	1 9 3
22352	(2)	事業主事業所各種変更届を受理した安定所の事務処理	1 9 6

22353	(3)	安定所の管轄区域に変更があった場合の取扱い	196
22354	(4)	事業所が他の安定所管内に移転した場合の取扱い	196
22401－ 22450	5	被保険者に関する事務等の処理についての代理人選任及び解任	197
22401	(1)	雇用保険代理人選任届に関する事務	197
22402	(2)	雇用保険代理人解任届に関する事務	198
22501－ 22600	第15	適用事業所台帳	200
22501－ 22550	1	適用事業所台帳	200
22501	(1)	適用事業所台帳作成の趣旨	200
22502	(2)	適用事業所台帳の作成及び保管	200
22601－ 22700	第16	事務組合を通じて行う被保険者に関する届出等	201
22601－ 22650	1	事務組合を通じて行う被保険者に関する届出等	201
22601	(1)	概要	201
22602	(2)	被保険者に関する届書等の提出安定所	201
22603	(3)	被保険者に関する届書等の安定所間の取次ぎ	201
22604	(4)	賃金台帳等との照合事務の省略	202
22605	(5)	雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿の備付け等	203
22606	(6)	事務等処理簿の備付けの省略	207
22701－ 22800	第17	同一の事業主等の取扱い	209
22701－ 22750	1	同一の事業主の解釈	209
22701	(1)	同一の事業主の解釈の原則	209
22702	(2)	同一の事業主と認められる事例	209
22703	(3)	同一の事業主と認められる場合の諸届出	209
22751－ 22800	2	雇用関係に中断があるか否かの判断	210
22751	(1)	雇用関係に中断がないと認められる事例	210
22752	(2)	雇用関係に中断がある事例	211

22801－ 22900	第18 主管課と安定所との連絡事務	2 1 2
22801－ 22850	1 連絡事務	2 1 2
22801	(1) 特例被保険者の確認についての連絡	2 1 2
22802	(2) 事業所非該当承認申請についての連絡	2 1 2
22851－ 22900	2 地方雇用保険監察官の行う事業所監査と安定所の確認事務との関係	2 1 2
22851	(1) 地方雇用保険監察官の連絡	2 1 2
22852	(2) 連絡を受けた安定所の事務	2 1 2
22901－ 23000	第19 主管課の適用関係事務	2 1 3
22901－ 22950	1 適用事業所に関する事務	2 1 3
22901	(1) 概要	2 1 3
22902	(2) 各種届書に関する事務	2 1 3
22903	(3) 各種の認可承認に関する安定所等との連絡	2 1 3
22951－ 23000	2 特例被保険者に関する事務	2 1 3
22951	(1) 特例被保険者に関する事務	2 1 3
23001－ 23300	第20 国家公務員等の適用除外	2 1 4
23001－ 23050	1 国家公務員等の適用除外の概要	2 1 4
23001	(1) 概要	2 1 4
23002	(2) 厚生労働省令で定める者	2 1 4
23003	(3) 適用除外を受ける者と適用事業以外の事業に雇用される者との差異	2 1 4
23004	(4) 適用除外の制度を設けた趣旨	2 1 4
23051－ 23100	2 適用除外の基準	2 1 5
23051	(1) 基準	2 1 5
23052	(2) 離職した場合に支給を受けるべき諸給与の内容	2 1 7
23101－ 23150	3 適用除外の手続	2 1 8
23101	(1) 概要	2 1 8
23102	(2) 雇用保険適用除外申請書の提出	2 2 0

23151－ 23200	4	適用除外の承認	2 2 0
23151	(1)	概要	2 2 0
23152	(2)	適用除外と諸届出との関係	2 2 0
23153	(3)	適用除外申請中の法の適用	2 2 1
23154	(4)	適用除外申請期間中の求職者給付及び就職促進給付	2 2 1
23155	(5)	適用除外の根拠となる法令、条例、規則等の制定又は改正の際の措置	2 2 1
23201－ 23250	5	適用除外を受けた国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用 される非常勤職員に対する雇用保険の適用	2 2 1
23201	(1)	概要	2 2 1
23202	(2)	国その他これに準ずるものの事業に雇用される者に対する適用	2 2 2
23203	(3)	都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者に対する適用	2 2 3
23251－ 23300	6	適用除外の解除	2 2 3
23251	(1)	概要	2 2 3
23252	(2)	適用除外の解除の承認	2 2 3
23253	(3)	適用除外の解除の承認後の事務処理	2 2 3
23301－ 23400	第21	郵送等により提出された届書に係る事務	2 2 4
23301－ 23350	1	届書が郵送等により提出された場合の処理	2 2 4
23301	(1)	概要	2 2 4
23302	(2)	電子申請の利用促進に係る照合事務の省略	2 2 4
23303	(3)	照合省略の対象事業主等とするための手続	2 2 6
23304	(4)	照合省略の対象事業主等からの除外	2 2 7
23305	(5)	事後調査	2 2 7
23401－ 23500	第22	事業主又は労働保険事務組合による書類の保管義務	2 3 7
23401	(1)	概要	2 3 7

20001-20100 第1 適用事業

20001-20050 1 適用事業

20001 (1) 適用事業の意義

雇用保険の適用事業とは、労働者が雇用される事業をいう（雇用保険法（以下「法」という。）第5条）。したがって、労働者が雇用される事業は、業種のいかんを問わず、すべて適用事業となる。ただし、農林水産の事業のうち一部の事業は、当分の間、任意適用事業（暫定任意適用事業）とされる（法附則第2条第1項、雇用保険法施行令（以下「令」という。）附則第2条。20101参照）。

適用事業の事業主は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）の規定による労働保険料の納付、法の規定による各種の届出等の義務を負い、また、適用事業に雇用される労働者は、法第6条各号に該当する者を除き被保険者となる（法第4条第1項）。

20002 (2) 「事業」及び「事業主」の意義

イ 「事業」とは、反復継続する意思をもって業として行われるものをいうが、法において事業とは、一の経営組織として独立性をもったもの、すなわち、一定の場所において一定の組織のもとに有機的に相関連して行われる一体的な経営活動がこれに当たる。

したがって、事業とは、経営上一体をなす本店、支店、工場等を総合した企業そのものを指すのではなく、個々の本店、支店、工場、鉱山、事務所のように、一つの経営組織として独立性をもった経営体をいう。

この「事業」の概念は、徴収法にいう「事業」の概念と同様である。

ロ 「事業主」とは、当該事業についての法律上の権利義務の主体となるものをいい、したがって、雇用関係については、雇用契約の一方の当事者となるものである。事業主は、自然人であると、法人であると又は法人格がない社団若しくは財団であるとを問わない。法人又は法人格がない社団若しくは財団の場合は、その法人又は社団若しくは財団そのものが事業主であって、その代表者が事業主となるのではない。また、事業主が数事業を行っている場合、各事業の責任者は事業主ではなく、委任を受けて事業主の代理人となり得るにとどまる。

なお、雇用保険に係る保険関係及び労災保険に係る保険関係の成立している事業のうち建設の事業については、徴収法第8条の規定による請負事業の一括が行われた場合であっても、被保険者に関する届出の事務等、法の規定に基づく事務については、元請負人、下請負人がそれぞれ別個の事業主として処理しなければならない（法第7条）。

20003 (3) 「事業」と「事業所」との関係

適用事業の事業主は、被保険者に関する届出その他の事務について、原則としてその事業所ごとに処理しなければならないこととされている（雇用保険法施行規則（以下「則」という。）第3条）が、この「事業所」とは、「事業」が経済活動単位の機能面を意味するのに対し、その物的な存在の面を意味するものである。したがって、事業所の単位と事業の単位は、本来同一のものである。

なお、22002参照のこと。

20004 (4) 「労働者」及び「雇用関係」の意義

イ 「労働者」の意義

法における労働者とは、事業主に雇用され、事業主から支給される賃金によって生活している者、及び事業主に雇用されることによって生活しようとする者であって現在その意に反して就業することができないものをいう。

ロ 「雇用関係」の意義

法における雇用関係とは、民法第623条の規定による雇傭関係のみでなく、労働者が事業主の支配を受けて、その規律の下に労働を提供し、その提供した労働の対償として事業主から賃金、給料その他これらに準ずるものの支払を受けている関係をいう。

20005 (5) 保険関係の成立及び消滅

適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき雇用保険に係る保険関係が成立する（徴収法第4条）。

また、保険関係が成立している事業が廃止され、又は終了したときは、その事業についての保険関係は、その翌日に消滅する（徴収法第5条）。

なお、暫定任意適用事業についての雇用保険に係る保険関係の成立及び消滅については、20101参照。

20051-20100 2 適用事業に関する解釈

20051 (1) 日本人以外の事業主が行う事業

日本人以外の事業主が日本国内において行う事業が法第5条に該当する場合は、当該事業主の国籍のいかん及び有無を問わず、その事業は適用事業である（ただし、法附則第2条第1項に該当する場合は、暫定任意適用事業となる（20101-20150参照）。）。外国（在日外国公館、在日外国軍隊等）及び外国会社（日本法に準拠して、その要求する組織を具備して法人格を与えられた会社以外の会社）も法第5条に該当する限り、同様である（被保険者となる者については、20355参照）。

20052 (2) 駐留軍等間接雇用労働者に関する事業主

駐留軍等間接雇用労働者は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」により国が雇用契約の法律上の相手方となるのであるから、これら間接雇用労働者に関して、国は適用事業の事業主の地位に立つことになるが、事業主としての事務執行者は防衛施設事務所の長（同事務所が設置されていない場合は防衛施設局の長）とする（被保険者となる者については、20356参照）。

20101－20300 第2 暫定任意適用事業

20101－20150 1 暫定任意適用事業

20101 (1) 概要

イ 農林水産の事業のうち常時5人以上の労働者を雇用する事業以外の事業（国、都道府県、市町村等及び法人の事業（事務所を除く。）を除く。）は、当分の間、任意適用事業とされる（法附則第2条）。この任意適用事業とされる事業を、「暫定任意適用事業」という（徴収法附則第2条第1項参照）。

ロ 暫定任意適用事業については、事業主が任意加入の申請をし、厚生労働大臣の認可があった日にその事業につき雇用保険に係る保険関係が成立する（適用事業がその事業内容の変更、労働者の減員等によって、暫定任意適用事業に該当するに至ったときは、その翌日にその事業につき任意加入の認可があったものとみなされる。）（徴収法附則第2条第1項及び第4項）。

ハ また、任意加入の認可を受けた（又は認可を受けたものとみなされた）暫定任意適用事業については、20005の場合のほか、事業主が当該暫定任意適用事業に係る保険関係の消滅の申請をし、厚生労働大臣の認可のあった日の翌日に雇用保険に係る保険関係が消滅する（徴収法附則第4条）。

ニ 任意加入の認可を受けて、雇用保険に係る保険関係が成立している事業は、法第5条第1項に規定する適用事業に含まれる（法附則第2条第2項）。

20102 (2) 暫定任意適用事業の意義

イ 暫定任意適用事業となる事業は、国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものが行う事業及び法人である事業主の事業を除き、次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当するものである（法附則第2条、令附則第2条）。

(イ) 次に掲げる事業（いわゆる農林水産の事業）であること。

a 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業（いわゆる農業、林業と称せられるすべての事業）

b 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業

なお、農業用水供給業及びもやし製造業は、日本標準産業分類では農業に含まれるが、上記 a 又は b の事業には該当しないので、留意する。

(ロ) 常時5人以上の労働者を雇用する事業以外の事業であること。

ロ 暫定任意適用事業の保険関係の成立及び消滅については、徴収法附則の定めるところによるものであり、これらの規定により雇用保険に係る保険関係が成立している事業は、法第5条第1項に規定する適用事業に含まれる（法附則第2条第2項及び徴収法附則第2条から第4条まで参照）。

20103 (3) 「国、都道府県、市町村その他これらに準ずるもの」中の「その他これらに準ずるもの」の意義

「その他これらに準ずるもの」とは、国、都道府県及び市町村の行政に準ずる行政を行うものをいい、具体的には、地方自治法で特別地方公共団体（港湾法に基づいて設立された港務局を含む。）とされるもの（特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団）をいう。

20104 (4) 「法人」の意義

「法人」とは、私法人、公法人、特殊法人、公益法人、中間法人（協同組合等）、営利法人（会社）を問わず、法人格のある社団、財団のすべてが含まれる。

20105 (5) 「常時5人以上」の意義

イ 「常時5人以上」とは、一の事業において雇用する労働者の数が年間を通じて5人以上であることをいう。

したがって、ごく短期間のみ行われる事業、あるいは一定の季節にのみ行われる事業（いわゆる季節的事业）は、通常「常時5人以上」には該当しない。また、労働者の退職等により労働者の数が5人未満となった場合であっても、事業の性質上速やかに補充を要し、事業の規模等からみて5人未満の状態が一時的であると認められるときは、5人以上として取り扱う。また、事業主が数事業を行っている場合においては、その個々の事業について5人以上であるか否かを判断する。

ロ イの5人の計算に当たっては、法第6条第1号から第3号までに該当し法の適用を受けない労働者も含まれる。したがって、法第42条に規定する日雇労働者も含めて計算する。

ただし、法の適用を受けない労働者のみを雇用する事業主の事業については、その数のいかにかわらず、適用事業として取り扱う必要はない。

20106 (6) 事業主が適用事業に該当する部門と暫定任意適用事業に該当する部門とを兼営する場合の取扱い

事業主が適用事業に該当する部門（以下「適用部門」という。）と暫定任意適用事業に該当する部門（以下「非適用部門」という。）とを兼営している場合は、次によって取り扱う。

イ それぞれの部門が独立した事業と認められる場合は、適用部門のみが適用事業となる。

ロ 一方が他方の一部門にすぎず、それぞれの部門が独立した事業と認められない場合であって、主たる業務が適用部門であるときは、当該事業主の行う事業全体が適用事業となる。

20151－20200 2 任意加入の認可等

20151 (1) 任意加入の認可

暫定任意適用事業については、事業主が任意加入の申請をし、厚生労働大臣の認可があった日にその事業につき雇用保険に係る保険関係が成立する（徴収法附則第2条第1項）。

20152 (2) 認可権者

任意加入の認可についての厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任されている（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（以下「徴収法施行規則」という。）附則第1条の4）。

すなわち、事業主からの任意加入の申請に対しては、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長が、その名において認可する（徴収法施行規則附則第2条第1項）。

この都道府県労働局長の認可に関する事務は、都道府県労働局職業安定部雇用保険主管課（以下「主管課」という。）において行う。

20153 (3) 認可の基準

イ 任意加入の認可は、暫定任意適用事業の事業主に対して、当該任意適用事業の業務に従事する者の雇用関係が明確であるかどうか、事業主に労働保険関係法令上の義務の履行を期待できるかどうかを判断した上、当該事業に適用事業としての地位を与えようとするものであるから、これらの点について十分調査することが必要である。

ロ 暫定任意適用事業の事業主に対しては、次の(イ)～(ハ)のいずれにも該当する場合に認可することとする。

また、認可に当たっては認可の期限を付しても差し支えない（認可に期限を付した場合は、その事業は、期限の到来と同時に当然に適用事業ではなくなる。）。

(イ) 当該事業部門において、おおむね年間を通じて継続的に事業活動を行っていること。

(ロ) 労働保険料の納付、諸届の提出、雇用保険被保険者離職証明書（則様式第5号。以下「離職証明書」という。）の作成等の事務処理が確実に行われるものであること。

なお、これらの事務処理を労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）に委託している場合には、この要件を満たしているものとして取り扱う。

(ハ) 雇用関係の存否の判断、賃金の範囲の決定、被保険者期間の計算、就業状態の確認等が困難でないこと。

(ニ) 労働保険料の滞納のおそれがないこと。

(ホ) 事業場の閉鎖を目前に控えたもの、近く多数の離職者が発生することが予定されるもの等雇用保険制度を悪用しようとする逆選択のおそれのあるものでないこと。

(ヘ) 正当な理由なく他の社会保険（被用者保険に限る。）（特に労災保険及び厚生年金保険）に加入しないものでないこと。

ハ 上記の基準中、(四)における「事務処理能力」については、当該事業主が加入している同種の事業を行う者の団体（事務組合の認可を受けている団体を除く。以下「事業主団体」という。）があり、その団体が当該事業主に代わって雇用保険に関する事務を処理するものである場合には、当該事業主団体を単位として判断しても差し支えない。

ただし、これらの事業主団体については、できるだけ早期に事務組合の認可を受けるよう指導すること。

20154 (4) 認可の手続

イ 認可申請

暫定任意適用事業の事業主は、任意加入の申請をしようとするときは、任意加入申請書（徴収法施行規則様式第1号）を、その事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない（徴収法施行規則附則第2条第1項）。

ただし、事務組合に任意加入の申請事務を委託する事業主の事業にあつては、任意加入申請書の提出は、事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長又は事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長のいずれか一方に対して行うこととされており（徴収法施行規則第65条及び失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令第13条第1項）、この場合、事業場あるいは事務組合の事務所の地理的状況のほか、被保険者に関する届出事務等の便宜をも考慮して適切な指導を行う。

ロ 労働者の同意

暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者の2分の1以上の同意を得なければ任意加入の申請を行うことができず、また、その事業に使用される労働者の2分の1以上の者が希望するときは、任意加入の申請を行わなければならない（徴収法附則第2条第2項及び第3項）。

ここでいう「その事業に使用される労働者の2分の1」とは、その事業において使用される労働者総数の2分の1以上の者ではなく、その事業が任意加入の認可を受けて適用事業となっても被保険者とならない労働者を除いた労働者の2分の1以上の者をいうものである。この場合、被保険者となるべき者であるかどうかの判断は、任意加入申請書が提出された際に行う。

任意加入の認可を受けた事業の事業主は、徴収法施行規則第4条第2項の保険関係成立届の提出の必要はないが、雇用保険適用事業所設置届（以下「事業所設置届」という。）及びその事業に雇用される労働者について雇用保険被保険者資格取得届（則様式第2号。以下「資格取得届」という。）を事業所の所在地を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）の長に提出しなければならない（則第6条）。（20701－20900及び22251－22300参照）。

ハ 申請者等から徴する承諾書等

(イ) 認可を行う場合には、あらかじめ事業主（事業主団体を単位として認可の可否の判断を行ったときは、事業主と当該事業主団体の双方）から、次の書面（ただ

し、cの書面については事業主団体のみ。)を提出させる。

- a 認可基準に抵触しないよう万全の努力をする旨の承諾書
- b 認可基準に抵触するに至ったときは、そのとき以降認可を撤回されること、失業等給付に関して偽りの届出、報告、証明を行い不正に失業等給付を受けさせようとしたときその他不正の行為があったときも同様であること及び認可の申請に際して事実を秘す等の不正の行為があった場合は、認可をさかのぼって取り消されることについて異議なき旨の同意書
- c 認可に際し、事業主団体を単位として認可基準を判断し、任意加入を認められたものについては、当該事業主団体から労働保険事務を当該事業主に代わって責任をもって処理する旨の承諾書
- d 極力離職者の発生を抑制し、やむを得ず離職者が発生した場合にも、その者に対して安定所の紹介する職業紹介に積極的に応ずるよう十分指導する旨の誓約書

(四) 任意加入申請書の受理等

- a 任意加入申請書を受理する場合には、申請書のほか、認可を行う場合に必要な書類を一括して提出するよう指導すること。
- b 事業主団体を単位として認可基準の判断を受けるものについては、当該事業主団体分を一括して申請するよう指導すること。

二 認可に当たっての留意事項

(イ) 認可項目の調査

認可に当たっては、提出書類の審査のほか、適宜実地調査を行い、認可基準の各項目について慎重に判断する。この場合、特に次に留意する。

- a 雇用関係の存否を判断するときは、雇用関係の当事者間の契約等をまず把握する。
- b 賃金については、通貨によるもののほか、現物給与による場合もあると考えられるが、申請時に当該事業主から十分説明を求め、賃金の範囲、評価額等をあらかじめ明確に把握しておく。

この場合、

- c 当該事業部門がおおむね年間を通じて継続的に事業活動を行っているものであるか否かの確認に当たっては、事業主から、認可希望年度の前年度における通年継続事業活動の実績を詳記した書類を提出させ、説明を求めた上で判断することとするが、各都道府県労働局において、次の(a)、(b)及び(c)についての各産業、各都道府県労働局の実情に応じた具体的な判断基準を作成し、この基準に照らして通年継続事業活動の有無を総合的に判断する。

- (a) 当該事業部門が、その規模を縮小し、又は事業場を閉鎖することとなることが通例の季節においても、事業が継続して行われていると認められるに足りる基幹要員を雇用していること。
 - (b) 当該事業部門が、その規模を縮小し、又は事業場を閉鎖することとなることが通例の季節においても、必要に応じ直ちに事業を実施し得るように、施設、機器、資材等の維持、保全、確保が図られていること。
 - (c) 当該事業部門が、その規模を縮小し、又は事業場を閉鎖することとなることが通例の季節においても、事業場を閉鎖せず従来の事業活動の一部若しくは全部を継続しているか、又は当該期間に限り、当該事業部門において、別種の事業活動を行っていること。
 - (d) その他、各都道府県労働局ごとに定める基準（各都道府県労働局管轄区域内の実情に応じて定めるものとする。）に該当するものであること。
- d 以上の事務を行うに当たっては、事業主団体を単位として認可基準を判断するものであるときは、当該団体にも協力を求める。

(ii) 撤回権の留保

認可を行う際には、認可の基準に抵触するに至った場合又は不正事故があった場合には、認可を撤回する旨の条件（付款）を付す（20156（認可の撤回）参照）。

(ii) その他

- a 任意加入の認可を与える際には、離職者に対し職業紹介を行うこと及び紹介を行ったにもかかわらずこれを拒んだときは厳格に給付制限を行うものであることを十分に周知徹底させておく。

なお、紹介を行ったにもかかわらずこれを拒んだときには、給付制限を行うべきであることは、一般の受給者の場合と同様である。

- b 認可が行われた場合には、所定期日までに事業所設置届、資格取得届等の提出を行うよう指導しなければならないが、資格取得届の受理に当たっては、事業の繁閑、過去の在籍労働者数に注意し、架空名義による資格取得届を受理することのないよう留意する。

c 適用した事業の事業主に対しては、事業主の義務を十分理解させ、いやしくも不正の行為のあった場合は認可が撤回される旨を説明しておく。

d 農林水産業においては、相当数の労働者を雇用している場合を除き、通常は事務処理能力が十分でない事業主が多いことにかんがみ、また、安定所等における事務処理の簡便化をも考え併せて、特に小規模の事業主については、極力事業主団体を単位として加入させるよう配慮する。

20155 (5) 認可の取消し

事業主が任意加入の申請をしたときに事実をそのまま申し立てていたならば認可しなかったであろうことが客観的に認められる事項について、事業主が偽りの申立てをしたことが明らかとなった場合は、認可を取り消すことができる。認可が取り消された場合には、その事業は、認可時にさかのぼって適用事業でなかったこととなる。

したがって、その事業に雇用されていた労働者についての被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認は取り消す。また、その期間被保険者であったことに基づく失業等給付の受給資格は消滅し、支給した失業等給付があれば、これを返還させる。

20156 (6) 認可の撤回

イ 概要

任意加入の認可は、次のロの場合に該当するときは、事業主及びその雇用する被保険者の同意を要せず職権で撤回することができる。任意加入の認可の撤回は、任意加入の認可の取消しと異なり、将来に向かってのみ効力を有する。したがって、撤回が行われるまでの期間については、任意加入の認可は有効に継続しているのであるから、その期間の被保険者であったことに基づく失業等給付の受給に影響を及ぼすものではない。

ロ 認可を撤回できる場合

(イ) 撤回権を留保している場合

任意加入の認可に当たって、一定の条件に該当するときは認可を撤回する旨の付款が付されている場合は、その条件に該当したときは、任意加入の認可を撤回することができる。

(ロ) 撤回権を留保していないが、従来どおり任意加入の認可を存続させておくことと公益に反することとなる場合

任意加入の認可に当たって撤回権を留保している場合以外は、原則として任意加入の認可は職権により撤回することができないが、任意加入の認可を存続させておくことと公益に反することが明らかな場合は、撤回することができる。ただし、この撤回を行う場合は、必ず本省の指示を受けて行わなければならない。

20157 (7) 擬制による任意加入の認可

適用事業がその事業内容の変更、労働者の減員等によって、暫定任意適用事業に該当するに至った場合、任意加入の認可を受けなければ適用事業とならないこととする。その事業に雇用される労働者の被保険者としての地位が変動することが多くなる。そこで、このような場合には、その事業に対して任意加入の認可を要せず、法律の規定によって自動的に任意加入の認可を受けた暫定任意適用事業と同様の地位を与えようとする措置がとられている。

すなわち、適用事業が暫定任意適用事業に該当するに至ったときは、その翌日にその事業につき任意加入の認可があったものとみなされる（徴収法附則第2条第4項）。

この場合は、法律上当然に任意加入の認可を受けた暫定任意適用事業とみなされるのであって、その事業の事業主は、任意加入の認可の手続を行う必要はない。また、この場合は、その雇用する労働者がなお被保険者であることには変わらないものであるから、被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことについての確認（20501参照）の手続も必要ない。

20158（8）雇用保険に係る保険関係の消滅の認可

イ 概要

任意加入の認可を受けた暫定任意適用事業（徴収法附則第2条第4項の規定により任意加入の認可を受けたものとみなされる事業を含む。20157参照）の事業主は、当該暫定任意適用事業に係る保険関係の消滅の申請をし、厚生労働大臣の認可（厚生労働大臣の権限は、徴収法施行規則附則第1条の3により都道府県労働局長に委任されている。）を受けて当該保険関係を消滅させることができる。この場合、当該保険関係は、認可のあった日の翌日に消滅する（徴収法附則第4条第1項）。

なお、保険関係の消滅の申請を行う場合は、その事業に使用される労働者の4分の3以上の同意を要する（徴収法附則第4条第2項）。

ロ 雇用保険に係る保険関係の消滅の認可があった場合の被保険者の取扱い

保険関係の消滅の認可があった場合に、その事業に雇用される被保険者は、その認可のあった日の翌日から被保険者でなくなる（喪失原因は「1」離職以外の理由。21203のイの(4)参照）。

したがって、事業主は、その事業に雇用される被保険者について雇用保険被保険者資格喪失届（則様式第4号。以下「資格喪失届」という。）を提出しなければならない。

なお、21201（資格喪失届の提出による確認）及び21651（離職以外の理由により被保険者資格を喪失した者の取扱い）参照。

20301－20500 第3 被保険者

20301－20350 1 被保険者の範囲

20301 (1) 被保険者の意義

被保険者とは、適用事業に雇用される労働者であつて、法第6条各号に掲げる者以外のものをいう（法第4条第1項）。すなわち、適用事業に雇用される労働者は、20303の「被保険者とならない者」に該当しない限り、その意思のいかんにかかわらず、被保険者となる。

ここでいう「労働者」とは、事業主に雇用され、事業主から支給される賃金によって生活している者をいう（20004参照）。したがって、法第6条各号に掲げる者以外の者であっても、臨時内職的に雇用される者（20367参照）等、「労働者」に該当しない者は被保険者とならない。

20302 (2) 被保険者の種類

被保険者は、一般被保険者、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者（以下「特例被保険者」という。）及び日雇労働被保険者に類別される。

イ 一般被保険者とは、高年齢継続被保険者、特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の被保険者をいう。

ロ 高年齢継続被保険者とは、法第37条の2第1項に該当する者、法附則第22条第1項の認可を受けた者、同項の認可を受けたものとみなされた者及び雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和59年法律第54号）附則第2条により経過措置として被保険者となる者をいう（20401参照）。

(イ) 法第37条の2第1項に該当する者とは：

被保険者であつて、同一の事業主の適用事業に65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されているもの（特例被保険者又は日雇労働被保険者を除く。）

(ロ) 法附則第22条第1項の認可を受けた者とは：

65歳に達した日以後新たに雇用された者であつて、平成元年3月31日までに暫定措置による任意加入の認可を受けた者

(ハ) 「同項の認可を受けたものとみなされた者」とは：

65歳に達した日以後新たに雇用された特例被保険者が引き続き1年以上（季節的に雇用される者については、受給要件の緩和が認められる期間（50153参照）を除いて1年以上）雇用され、当該認可を受けたものとみなされた者

(ニ) 「雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和59年法律第54号）附則第2条により経過措置として被保険者となる者」とは：

a 昭和59年8月1日前に雇用保険の被保険者となり、かつ、その被保険者となった日における年齢が65歳以上である者であつて、引き続き昭和59年8月1日まで同一の事業主の適用事業に雇用されていたもののうち同日に一般被保険者であったものの及び

- b 同日に特例被保険者又は日雇労働被保険者に該当し、かつ、同日以後引き続き同一の事業主に雇用され一般被保険者への切替え要件（21081－21100及び90251－90300参照）に該当するに至った者

ハ 特例被保険者とは、被保険者であつて、法第38条第1項各号のいずれかに該当するもの（日雇労働被保険者を除く。）をいう。

「法第38条第1項各号のいずれかに該当するもの」とは：

- (イ) 季節的に雇用される者（ロ）に掲げる者を除く。）又は
- (ロ) 短期の雇用（同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が1年未満である雇用をいう。）に就くことを常態とする者

なお、短時間労働者（20421参照）であつて(イ)又は(ロ)に該当するもの（法第6条第1号の2）の適用除外につき、20303のロ参照。

ニ 日雇労働被保険者とは、被保険者である日雇労働者であつて法第43条第1項各号のいずれかに該当するもの及び法第6条第1号の3の認可を受けたものをいう（90002及び90006参照）。

- (イ) 雇用保険において日雇労働者とは、日々雇用される者及び30日以内の期間を定めて雇用される者をいう（法第42条）。

- (ロ) 「法第43条第1項各号のいずれかに該当するもの」とは：

- a 次の(イ)及び(ロ)に掲げる区域（この区域を「適用区域」という。）内に居住し、適用事業に雇用される者

- (イ) 特別区（東京都の各区をいう。）又は安定所（出張所、公庁舎を含む。）の所在する市町村の区域であつて厚生労働大臣が特に指定する区域（この区域を「除外区域」という。）以外の区域

- (ロ) (イ)に掲げる区域に隣接する市町村の全部又は一部の区域であつて厚生労働大臣が指定する区域（この区域を「隣接区域」という。）

- b 適用区域外の地域に居住し、適用区域内にある適用事業に雇用される者

- c 適用区域外に居住し、適用区域外の地域にある適用事業であつて、日雇労働の労働市場の状況その他の事情に基づいて厚生労働大臣が指定したものに雇用される者

- (ハ) 法第6条第1号の3の認可を受けたものとは：

法第43条第1項各号に掲げるものに該当しない日雇労働者は、法の適用を除外されているが、その者が適用事業に雇用される場合において、その者の住所又は居所を管轄する安定所の長の認可を受けたときは、日雇労働被保険者となる（任意加入による日雇労働被保険者）。

〔参考〕 被保険者の種類

- 一般被保険者
- 高年齢継続被保険者
- 短期雇用特例被保険者
- 日雇労働被保険者

失業等給付は、これらの被保険者の種類及び区分に応じて定められている。

(注) 以下、一般被保険者、高年齢継続被保険者及び特例被保険者については、被保険者たる身分を「被保険者資格」というものとする。したがって、例えば、「被保険者となったこと」は「被保険者資格の取得」と、「被保険者でなくなったこと」は「被保険者資格の喪失」のごとく表現するものとする。

20303 (3) 被保険者とならない者

次に掲げる者は、法第6条等により、法の適用を受けない。したがって、適用事業に雇用される者であっても被保険者とならない。

イ 65歳に達した日以後に雇用される者（法第6条第1号）

ただし、高年齢継続被保険者、特例被保険者又は日雇労働被保険者に該当する者は被保険者となる（20302参照）。

ロ 短時間労働者（1週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ、30時間未満である者）であって、次の(イ)又は(ロ)に該当するもの（法第6条第1号の2）

(イ) 季節的に雇用される者（ロに掲げる者を除く。）（20452参照）

(ロ) 短期の雇用（同一の事業主に引き続き雇用される期間が1年未満である雇用）に就くことを常態とする者（20453参照）

ただし、日雇労働被保険者に該当する者は被保険者となる。

また、短時間労働者であって上記(イ)又は(ロ)に該当するもののうち、平成元年10月1日前に特例被保険者となり、かつ、引き続き同日まで同一の事業主の適用事業に雇用されている者（遡及して同日前に特例被保険者となったことの確認を受けた者を含む。）は、同日以降引き続き当該適用事業に雇用されている間（当該適用事業に引き続き雇用された期間が、1年（季節的に雇用される者については、受給要件の緩和が認められる期間（50153参照）を除いて1年）に達する日前の期間に限る。）は特例被保険者となる（雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（平成元年法律第36号）附則第2条第1項）。

ハ 法第43条第1項各号のいずれにも該当しない日雇労働者（法第6条第1号の3）

なお、この者が前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合（法第42条参照）及び日雇労働被保険者任意加入の認可を受けた場合（法第6条第1号の3参照）は、被保険者となる。

- ニ 4か月以内の期間を予定して行われる季節的事業に雇用される者（法第6条第2号）
ただし、日雇労働被保険者に該当する者は被保険者となる（法第43条第4項）。

「4か月以内の期間を予定して行われる季節的事業に雇用される者」とは、四季の移り変わりによって生ずる自然現象と密接不可分であって毎年おおむね一定時期に行われる業務に従事する労働者をいうものであって、具体的には、季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者又は季節的に4か月以内の期間を定めて雇用される者をいう。

すなわち、一般的には、季節的業務に雇用される者と季節的に雇用される者のいずれに属するかを厳格に区別する必要はなく、4か月以内の期間の雇用契約かどうか及び季節による影響を強く受けるかどうかを把握すれば足りる。

なお、この者が所定の期間を超えて引き続き同一の事業主に雇用されるに至った場合は、被保険者となる（20555参照）。

- ホ 船員保険法第17条の規定による船員保険の被保険者（法第6条第3号）

ただし、日本電信電話共済組合及び日本鉄道共済組合の組合員である船員は被保険者となる（法附則第3条の2）（なお、暫定的に船舶に乗り込む漁業会社陸上勤務職員の取扱いについては、20364による）。

- ヘ 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、法に規定する求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められるものであって、則第4条第1項に定めるもの（法第6条第4号。23001－23300参照）

- ト 船員雇用促進センターに雇用される労務供給船員（船員の雇用の促進に関する特別措置法第15条第4項）

20351－20400 2 被保険者の範囲に関する具体例

20351 (1) 2以上の事業主の適用事業に雇用される者

イ 2以上の事業主の適用事業に雇用される者の被保険者資格

(イ) 同時に2以上の雇用関係にある労働者については、当該2以上の雇用関係のうち一の雇用関係（原則として、その者が生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける雇用関係とする）についてのみ被保険者となる。

(ロ) 特に、適用事業に雇用される労働者が、その雇用関係を存続したまま他の事業主に雇用されること（いわゆる在籍出向（21203イ(ロ) f の移籍出向以外の出向））となったことにより、又は事業主との雇用関係を存続したまま労働組合の役職員となったこと（いわゆる在籍専従）により同時に2以上の雇用関係を有することとなった者については、その者が生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける一の雇用関係すなわち主たる雇用関係についてのみ、その被保険者資格を認めることとなる。ただし、その者につき、主たる雇用関係がいずれにあるかの判断が困難であると認められる場合、又はこの取扱いによっては雇用保険の取扱い上、引き続き同一の事業主の適用事業に雇用されている場合に比し著しく差異が生ずると認められる場合には、その者の選択するいずれか一の雇用関係について、被保険者資格を認めることとしても差し支えない（なお、ニ参照）。

業 務 取 扱 要 領

50001－54000 雇用保険給付関係
(一般求職者に対する求職者給付)

厚生労働省職業安定局雇用保険課

目 次

50001－ 50100	第 1 離職票の受理	1
50001－ 50050	1 離職票の受理	1
50001	(1) 離職票受理の安定所	1
50002	(2) 離職票を所持して初めて安定所に出頭し、基本手当の支給を受けようとする者の取扱い	1
50003	(3) 離職票に記載されている住所若しくは居所又は氏名と現在の住所若しくは居所又は氏名が異なる受給資格者についての事務処理	1
50004	(4) 離職票提出者が本人であること及び住所又は居所の確認	5
50005	(5) 離職票と求職票との照合	5
50006	(6) 離職者の記名押印が省略されている旨の記載のある離職票等の受理	6
50007	(7) 離職票受理の安定所と離職票交付の安定所との連絡	6
50008	(8) 受理した離職票の処理	6
50101－ 50250	第 2 受給資格の決定	7
50101－ 50150	1 受給資格の決定及び被保険者期間	7
50101	(1) 受給資格及び受給資格者の意義	7
50102	(2) 受給資格の決定	7
50103	(3) 被保険者期間	9
50104	(4) 2枚以上の離職票の提出があった場合の受給資格決定の要領	13
50105	(5) 同一の事業主の適用事業に引き続き雇用された間に被保険者区分の変更があった場合の受給資格決定の要領 削除	15
50106	(6) 日雇の受給資格調整に伴う賃金支払基礎日数の取扱い	15
50107	(7) 日雇の受給資格調整を受けた者の受給資格の決定	15
50151－ 50200	2 算定対象期間及び受給要件の緩和	16
50151	(1) 概要	16
50152	(2) 受給要件の緩和が認められる理由	16
50153	(3) 受給要件の緩和が認められる日数	17
50154	(4) 2枚の離職票を提出した場合の受給要件の緩和	22
50155	(5) 受給要件を緩和できる理由等の確認	23
50201－ 50250	3 受給資格の決定に伴う事務処理	24
50201	(1) 資格喪失の確認を受けていない場合の措置	24
50202	(2) 受給資格の仮決定	24
50203	(3) 離職票提出者に労働の意思又は能力がない場合の措置	25
50204	(4) 算定対象期間内に被保険者期間が通算して6か月以上ない場合の措置	25

50205	(5)	受給期間が経過した後に離職票が提出された場合の措置	26
50206	(6)	就職状態にある者から離職票が提出された場合の措置	26
50207	(7)	受給資格の決定に伴う事務処理	26
50251－ 50300	第3	受給期間及び受給期間の延長	28
50251－ 50260	1	受給期間	28
50251	(1)	原則	28
50261－ 50270	2	受給期間の延長	29
50261	(1)	概要	29
50271－ 50280	3	法第20条第1項の受給期間の延長	29
50271	(1)	受給期間の延長が認められる理由	29
50272	(2)	受給期間が延長される日数	31
50273	(3)	受給期間の延長申請の手続	33
50274	(4)	延長申請書の審査	34
50275	(5)	受給期間延長通知書の交付及び受給資格者証等の処理	35
50281－ 50290	4	法第20条第2項の受給期間の延長	39
50281	(1)	受給期間の延長が認められる理由	39
50282	(2)	受給期間が延長される期間	40
50283	(3)	受給期間の延長申請の手続	41
50284	(4)	延長申請書の審査	41
50285	(5)	受給期間延長通知書の交付及び離職票等の処理	41
50286	(6)	法第20条第2項の受給期間の延長が認められた者が、法第20条第1項の受給期間の延長を申請した場合の取扱い	42
50301－ 50400	第4	所定給付日数について	44
50301－ 50350	1	所定給付日数の決定	44
50301	(1)	所定給付日数	44
50302	(2)	算定基礎期間	45
50303	(3)	年齢の確認	48
50304	(4)	就職困難な者の確認	48
50305	(5)	特定受給資格者の範囲	50
50306	(6)	特定受給資格者の決定手続	62
50307	(7)	特定受給資格者の要件の確認	63
50308	(8)	所定給付日数の決定に伴う事務処理	73
50401－ 50600	第5	賃金日額の算定の基礎となる賃金の範囲	74
50401－ 50450	1	賃金の範囲	74

50401	(1)	賃金の意義	74
50402	(2)	賃金の定義	74
50403	(3)	賃金の範囲に算入される現物給与	74
50404	(4)	現物給与の評価	75
50451－ 50500	2	賃金日額の算定の基礎となる賃金	75
50451	(1)	賃金日額の算定の基礎となる賃金	75
50452	(2)	「臨時に支払われる賃金」の意義	75
50453	(3)	「3か月を超える期間ごとに支払われる賃金」の意義	75
50454	(4)	「特別の賃金」の意義	76
50501－ 50550	3	賃金の解釈	77
50501	(1)	賃金と解されるものの例	77
50502	(2)	賃金と解されないものの例	78
50503	(3)	賃金日額の算定の基礎に算入されないものの例	79
50504	(4)	特別の取扱いをするもの	80
50601－ 50900	第6	基本手当日額の決定	82
50601－ 50650	1	賃金日額の算定方法	82
50601	(1)	原則	82
50602	(2)	月給者の場合（離職票－2 ㊫㊬欄に賃金額が記載されている場合） の計算	89
50603	(3)	日給者の場合の計算	90
50604	(4)	賃金形態に変更がある場合（異なる賃金月について離職票－2 ㊫ ㊬ ㊭欄に賃金額が記載されている場合）	91
50605	(5)	賃金締切日の変更の場合	93
50606	(6)	賃金締切日が変更され、元の賃金締切日に戻った場合	95
50607	(7)	一般の離職票と短期の離職票により受給資格を決定した場合	97
50608	(8)	週払の場合	100
50609	(9)	未払賃金がある場合	101
50610	(10)	特別の賃金がある場合	101
50611	(11)	賃金日額の算定が困難な場合又は賃金日額とすることが適当でない と認められる場合	102
50612	(12)	2枚の離職票の提出があった場合の賃金日額の算定方法	107
50613	(13)	賃金日額の算定を行う場合のその他の留意事項	108
50614	(14)	端数処理	109
50615	(15)	賃金日額の最低額及び最高額	110
50616	(16)	自動変更対象額	110
50651－ 50654	2	60歳到達時等の賃金日額算定の特例 削除	110

50661－ 50664	3	勤務時間短縮措置等適用時の賃金日額算定の特例	111
50661	(1)	原則	111
50662	(2)	特例措置の内容	111
50663	(3)	本特例措置の対象者	112
50664	(4)	事務取扱い	113
50671－ 50674	4	緊急対応型ワークシェアリング制度導入時の賃金日額算定の特例	123
50671	(1)	原則	123
50672	(2)	特例措置の内容	123
50673	(3)	本特例措置の対象者	124
50674	(4)	事務取扱い	125
50691－ 50700	5	昭和43年7月1日前に二重の被保険者資格を取得していた場合の賃金 日額の算定方法	126
50691	(1)	原則	126
50692	(2)	両事業所の賃金締切日が異なる場合	126
50701－ 50750	6	日雇の受給資格調整に伴う賃金日額の算定方法	126
50701	(1)	原則	126
50751－ 50800	7	賃金日額の算定に伴う事務処理	127
50751	(1)	離職票の事務処理	127
50801－ 50850	8	基本手当日額の決定及び変更	128
50801	(1)	基本手当日額の決定	128
50802	(2)	基本手当日額の変更	130
50901－ 51000	第7	失業の認定日及び支給日の決定	131
50901－ 50950	1	失業の認定日の決定	131
50901	(1)	認定日の決定	131
50951－ 51000	2	基本手当支給日の決定	132
50951	(1)	支給日の決定	132
51001－ 51100	第8	支給台帳及び受給資格者証	133
51001－ 51050	1	支給台帳の作成及び記録	133
51001	(1)	支給台帳作成の目的	133
51002	(2)	支給台帳の作成及び記録	133
51051－ 51100	2	受給資格者証の作成及び交付	135
51051	(1)	概要	135
51052	(2)	受給資格者証の作成及び記録	135

51053	(3)	作成後の処理	135
51054	(4)	受給資格者証の再作成	135
51101－ 51200	第9	待期	138
51101－ 51150	1	待期	138
51101	(1)	待期の意義	138
51102	(2)	待期日数	138
51103	(3)	待期満了と離職理由に基づく給付制限	138
51201－ 51600	第10	失業の認定	139
51201－ 51250	1	失業の認定の意義	139
51201	(1)	概要	139
51202	(2)	労働の意思	139
51203	(3)	労働の能力	139
51204	(4)	職業に就くことができない状態	140
51251－ 51300	2	失業の認定要領	140
51251	(1)	概要	140
51252	(2)	受給資格者本人であるかどうかの確認	140
51253	(3)	所定の認定日であるかどうかの確認	141
51254	(4)	労働の意思及び能力があるかどうかの確認	141
51255	(5)	就職した日又は自己の労働による収入があったかどうかの確認	150
51256	(6)	登録型派遣労働者に係る留意事項	153
51301－ 51350	3	失業認定申告書	154
51301	(1)	失業認定申告書	154
51302	(2)	失業認定申告書の事務処理	154
51351－ 51400	4	認定日の変更	158
51351	(1)	概要	158
51352	(2)	認定日変更に伴う事務処理	160
51400	(3)	土、日曜日に係る失業の認定の特例	162
51401－ 51450	5	証明書による失業の認定	163
51401	(1)	概要	163
51402	(2)	証明認定に伴う事務処理	165
51451－ 51500	6	審査結果等に基づく失業の一括認定	166
51451	(1)	概要	166
51452	(2)	支給台帳及び受給資格者証等の処理	166

51501－ 51550	7	求職者給付及び就職促進給付に関する事務の委嘱、受給資格者の 住居移転及び管轄安定所変更に伴う措置	167
51501	(1)	事務の委嘱による場合	167
51502	(2)	移管による場合	168
51503	(3)	管轄変更による場合	170
51504	(4)	委嘱、移管、管轄変更に伴う留意事項	170
51601－ 52100	第11	基本手当の支給	171
51601－ 51650	1	基本手当の支給要領	171
51601	(1)	概要	171
51602	(2)	支給決定を行う場合の留意事項	171
51603	(3)	基本手当の支給に伴う事務処理	171
51604	(4)	受給資格者証を提出しない場合の措置	171
51651－ 51700	2	基本手当の減額	173
51651	(1)	概要	173
51652	(2)	「自己の労働による収入」の意義	173
51653	(3)	自己の労働による収入がある場合の基本手当の減額	173
51654	(4)	控除額の変更	174
51655	(5)	減額支給を行う場合の留意事項	174
51701－ 51750	3	激甚災害時における求職者給付の支給の特例（略）	177
51751－ 51800	4	災害時における求職者給付の支給に関する特別措置	177
51751	(1)	概要	177
51752	(2)	特別措置の対象者	177
51753	(3)	支給等の手続	177
51754	(4)	その他の留意事項	178
51801－ 51850	5	船員保険の失業保険金受給資格を併せ有する場合の基本手当の支給	180
51801	(1)	概要	180
51901－ 51950	6	巡回職業相談所における失業の認定及び基本手当の支給	181
51901	(1)	概要	181
51902	(2)	失業の認定及び基本手当の支給を行うことができる巡回職業相談 所の承認	181
51903	(3)	巡回職業相談所における事務処理等	183
51951－ 52000	7	市町村長の取次ぎによる失業の認定及び基本手当の支給	184
51951	(1)	概要	184
51952	(2)	この取扱いを受けるための条件	184
51953	(3)	この取扱いを行うための手続	185

52001－ 52050	8	口座振込みによる失業等給付の支給	190
52001	(1)	概要	190
52002	(2)	口座振込みの方法による取扱いの範囲	190
52003	(3)	離職票の受理及び受給資格決定に伴う事務処理	190
52004	(4)	払渡希望金融機関の指定及び変更	191
52005	(5)	失業の認定及び支給	192
52006	(6)	口座振込受給資格者に対する年末年始における失業の認定及び 失業等給付の支給	192
52007	(7)	支払方法の切替等	193
52101－ 52300	第12	給付の制限	199
52101－ 52150	1	給付制限の趣旨	199
52101	(1)	概要	199
52151－ 52200	2	法第32条の給付制限	199
52151	(1)	概要	199
52152	(2)	安定所の紹介する職業に就くことを拒むことが正当な理由がある と認められる場合の認定基準	201
52153	(3)	公共職業訓練等の受講を拒否することが正当な理由があると認め られる場合の認定基準	206
52154	(4)	職業指導拒否が正当な理由があると認められる場合の認定基準	207
52155	(5)	その拒否を給付制限理由とする職業指導	208
52156	(6)	法第32条の給付制限期間	208
52157	(7)	その他の留意事項	209
52158	(8)	法第32条の給付制限を行う場合の事務処理	210
52201－ 52250	3	法第33条の給付制限	212
52201	(1)	概要	212
52202	(2)	「自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇」として給付制限 を行う場合の認定基準	213
52203	(3)	「正当な理由がない自己の都合による退職」として給付制限を行う 場合の認定基準	215
52204	(4)	正当な理由があることの確認	220
52205	(5)	法第33条の給付制限期間	221
52206	(6)	給付制限に伴う受給期間の延長	224
52207	(7)	法第33条の給付制限処分を行う時点及び事務処理	224
52251－ 52300	4	給付制限の競合、取消し及び給付制限後の措置	226
52251	(1)	給付制限の競合	226
52252	(2)	給付制限の取消し等	226
52253	(3)	給付制限後の措置	226

52301－ 52700	第13 給付日数の延長	227
52301－ 52350	1 概要	227
52351－ 52400	2 訓練延長給付	227
52351	(1) 概要	227
52352	(2) 延長給付の適用を受ける者	227
52353	(3) 公共職業訓練等を受けるために待期している者に対する延長給付	227
52354	(4) 公共職業訓練等を受講している者に対する延長給付	228
52355	(5) 公共職業訓練等を受け終わった者に対する延長給付	229
52356	(6) 延長給付に係る基本手当の支給	231
52357	(7) 支給台帳の処理	231
52358	(8) 受給資格者証の処理	231
52401－ 52450	3 広域延長給付	232
52401	(1) 概要	232
52402	(2) 炭鉱離職者臨時措置法との関係	232
52403	(3) 広域職業紹介活動に係る指示	232
52404	(4) 広域延長措置の実施	233
52405	(5) 広域延長措置に係る延長給付の打切り	233
52406	(6) 広域職業紹介適格者の認定	233
52407	(7) 受給資格者が広域職業紹介活動により職業のあっせんを受けることを 適当と認定する場合の基準	233
52408	(8) 広域延長措置に係る地域に移転してきた受給資格者の取扱い	234
52409	(9) 広域延長措置に係る地域に移転した受給資格者の当該移転について 「特別の理由」があると認定する基準	235
52410	(10) 対象者の決定	235
52411	(11) 広域延長措置の適用を受けている者が就職し、広域延長措置の指定 期間内に離職して求職の申込みをした場合の取扱い	236
52412	(12) 指定地域に移転後の広域延長給付に係る基本手当の支給	236
52413	(13) 支給台帳の処理	237
52414	(14) 受給資格者証の処理	237
52451－ 52500	4 全国延長給付	238
52451	(1) 概要	238
52452	(2) 全国延長措置の実施	238
52453	(3) 全国延長措置に係る延長給付の打切り	238
52454	(4) 全国延長措置の適用を受けている者が就職し、全国延長措置の指定 期間内に離職して求職の申込みをした場合の取扱い	239
52455	(5) 支給台帳の処理	239
52456	(6) 受給資格者証の処理	239

52501－ 52550	5	2以上の延長給付の措置が行われた場合の調整	240
52501	(1)	各延長給付を行う場合の優先度	240
52502	(2)	各延長給付に係る受給期間及び支給日数	241
52551－ 52600	6	給付日数を延長した場合の給付制限	244
52551	(1)	終了後手当の支給、広域延長給付又は全国延長給付を受けている 場合の給付制限	244
52552	(2)	訓練延長給付（終了後手当の支給を除く。）を受けている場合の 給付制限	244
52553	(3)	法第29条の給付制限を行う場合の事務処理	244
52701－ 52800	第14	安定所長の指示による公共職業訓練等受講の場合の措置	245
52701－ 52750	1	安定所長の指示による公共職業訓練等受講の場合の措置	245
52701	(1)	概要	245
52702	(2)	公共職業訓練等	245
52703	(3)	公共職業訓練等の受講指示	246
52704	(4)	受講指示に関する連絡	246
52705	(5)	受講届及び通所届の提出	247
52706	(6)	受講届を受理した場合の事務処理	247
52707	(7)	通所届を受理した場合の事務処理	248
52708	(8)	公共職業訓練等受講者に対する基本手当等の支給	249
52801－ 53000	第15	技能習得手当及び寄宿手当	255
52801－ 52850	1	概要	255
52801	(1)	概要	255
52802	(2)	公共職業訓練等及び受講指示	255
52851－ 52900	2	技能習得手当の支給	255
52851	(1)	受講手当の支給要件	255
52852	(2)	受講手当の支給額	255
52853	(3)	通所手当の支給要件	255
52854	(4)	通所手当の支給額	256
52901－ 52950	3	寄宿手当の支給	259
52901	(1)	寄宿手当の支給要件	259
52902	(2)	寄宿手当の支給額	259
52951－ 53000	4	技能習得手当及び寄宿手当の支給に伴う事務処理	260
52951	(1)	技能習得手当及び寄宿手当の支給並びに支給日	260
52952	(2)	技能習得手当及び寄宿手当の支給手続	260

53001-	第16 傷病手当の支給	261
53100		
53001-	1 傷病手当の支給	261
53050		
53001	(1) 概要	261
53002	(2) 傷病手当の支給対象者	261
53003	(3) 傷病手当の支給対象日	262
53004	(4) 傷病手当の支給日数	263
53005	(5) 傷病手当の日額	264
53006	(6) 傷病の認定	264
53007	(7) 傷病手当の支給	266
53008	(8) 傷病手当支給申請書の事務処理	266
53009	(9) 支給台帳及び受給資格者証の処理	267
53101-	第17 未支給失業等給付の支給	270
53200		
53101-	1 未支給失業等給付の支給	270
53150		
53101	(1) 概要	270
53102	(2) 未支給失業等給付の支給対象者	270
53103	(3) 未支給失業等給付の支給対象日	271
53104	(4) 未認定の未支給失業等給付に係る失業の認定等	271
53105	(5) 未支給失業等給付の支給手続	272
53106	(6) 未支給失業等給付請求書の事務処理	275
53107	(7) 未支給失業等給付の支給に係る不正受給の取扱い	275
53108	(8) 支給台帳及び受給資格者証の処理	275
53201-	第18 不正受給による失業等給付の支給停止、宥恕、返還命令及び納付命令	277
53300		
53201-	1 不正受給による失業等給付の支給停止、宥恕及び返還命令	277
53250		
53201	(1) 概要	277
53202	(2) 失業等給付の不正受給	278
53203	(3) 未支給基本手当等の支給に係る不正受給の取扱い	282
53204	(4) 失業の認定に関する虚偽の申告の取扱い	283
53205	(5) やむを得ない理由による宥恕	283
53206	(6) 不正受給金の返還を命ぜられる者	286
53207	(7) 支給停止及び返還の事務処理	288
53208	(8) 支給台帳及び受給資格者証等の処理	290
53209	(9) 離職票における虚偽の離職理由記載の取扱い	290
53251-	2 納付命令	298
53300		
53251	(1) 概要	298
53252	(2) 納付命令の対象となる不正の行為	298

53253	(3) 納付を命ずる金額	299
53254	(4) やむを得ない理由による宥恕	301
53255	(5) 納付を命ぜられる者	304
53256	(6) 納付命令に関する事務処理	304
53257	(7) 支給台帳及び受給資格者証等の処理	305
53301- 53500	第19 不正受給の防止・摘発	308
53301- 53350	1 概要	308
53351- 53400	2 受給資格者に対する周知徹底	308
53351	(1) 概要	308
53352	(2) 周知徹底の要領	308
53401- 53450	3 防止・摘発の措置	309
53401	(1) 不正受給発見のための調査活動実施計画及び不正受給発見のため の調査活動実施状況調べの作成	309
[REDACTED]	[REDACTED]	309
[REDACTED]	[REDACTED]	310
[REDACTED]	[REDACTED]	310
[REDACTED]	[REDACTED]	310
[REDACTED]	[REDACTED]	311
[REDACTED]	[REDACTED]	311
[REDACTED]	[REDACTED]	311
[REDACTED]	[REDACTED]	311
[REDACTED]	[REDACTED]	313
[REDACTED]	[REDACTED]	313
[REDACTED]	[REDACTED]	313
[REDACTED]	[REDACTED]	313
[REDACTED]	[REDACTED]	313
[REDACTED]	[REDACTED]	313
[REDACTED]	[REDACTED]	314
53451- 53500	4 発見方法及び発見に伴う措置	314
[REDACTED]	[REDACTED]	314
[REDACTED]	[REDACTED]	314
53453	(3) 正当な受給者に対する配慮	314
[REDACTED]	[REDACTED]	314
53455	(5) 不正受給金の回収	316
53456	(6) 主管課の措置	316

53501－ 53700	第20	解雇の効力等について争いがある場合の措置	318
53501－ 53550	1	概要	318
53551－ 53600	2	解雇の効力等について争いがある場合の資格喪失の確認	318
53551	(1)	確認	318
53552	(2)	確認通知	319
53553	(3)	解雇を無効又は不当とする命令、判決又は判定があった場合の 取扱い	319
53554	(4)	仮処分命令又は労働委員会の救済命令に基づき賃金が支払われた 場合の取扱い	320
53555	(5)	解雇を無効（原状回復を含む。）とする命令、判決、判定等により 2の雇用関係が生じた場合の取扱い	320
53601－ 53650	3	解雇の効力等について争いがある場合の離職票の受理、失業の認定 及び基本手当等の支給	321
53601	(1)	離職票の受理	321
53602	(2)	失業の認定及び基本手当等の支給	322
53603	(3)	支給台帳及び受給資格者証等の処理	325
53604	(4)	条件付支給中の不正受給の取扱い	325
53605	(5)	本人の申出による条件付給付の取扱いから本給付の取扱いへの変更	326

50001—50100 第1 離職票の受理

50001—50050 1 離職票の受理

50001 (1) 離職票受理の安定所

離職票の受理は、離職した被保険者の住所又は居所を管轄する安定所が行う。したがって、離職票に記載された離職者の住所又は居所は、その安定所が管轄する地域内であるのが通常である。

50002 (2) 離職票を所持して初めて安定所に出頭し、基本手当の支給を受けようとする者の取扱い

イ 基本手当の支給を受けようとする者が離職票を提出するため初めて安定所に出頭した場合の取扱いは、原則として次の手続による。

受付を担当する者は、離職票を提出するため初めて安定所に出頭した者に求職の申込みを行わせ、求職票と離職票とを一括して認定係（受給資格の決定のための受給要件及び労働の意思能力の確認に関する事務、失業の認定に関する事務等を担当する係をいう。以下同じ。）に回付する。回付を受けた認定係は、受給要件及び労働の意思能力の確認を行い、次回出頭日を定めて通知する（受給資格を否認することとする場合については、50203及び50204参照）とともに、離職票の安定所記載欄に上記の処理状況を記載する。この処理後、紹介担当部門（求職の申込み及び紹介に関する事務、公共職業訓練等を受けることについてのあっせん及び指示に関する事務等を担当する部門をいう。以下同じ。）に誘導し、所要の面接相談を受けさせる。面接相談終了後、紹介担当部門は、求職票及び離職票を必要に応じて関係資料と共に審査係（受給資格の決定、失業給付の支給決定等に関する事務を担当する係をいう。以下同じ。）に回付する。

離職票の回付を受けた審査係は、50101～50250により受給資格の決定に伴う事務処理を行い、求職票の「雇用保険の状況」欄に支給番号、受給資格決定年月日、給付日数等の所要事項を記載の上、求職票を紹介担当部門に回付する。

ロ 離職者が2枚以上の離職票を提出すべき者である場合には、受給資格の決定に必要なすべての離職票を提出させる（50104参照）。

ハ 離職者が離職票を提出することができない理由があったため、求職の申込みのみを行い、その後離職票を直接認定係に提出して受給資格の決定を求めたときは、紹介担当部門に連絡し、その者の求職票の回付を受けた上、当該離職票と求職票により受給資格の決定又は否認を行う。

なお、求職の申込時に受給資格の仮決定を行う場合があることに留意しなければならない（50202参照）。

50003 (3) 離職票に記載されている住所若しくは居所又は氏名と現在の住所若しくは居所又は氏名が異なる受給資格者についての事務処理

イ 受給資格者が離職後に住所又は居所を変更し、変更前の住所又は居所を記載した離職票を提出した場合は、受給資格者住所変更届（則様式第20号）（以下給付関係において「住所変更届」という。）を提出させる。

また、氏名の変更があった場合には、受給資格者氏名変更届（則様式第20号）（以下給付関係において「氏名変更届」という。）を提出させる。

この場合、住所変更届には運転免許証その他の住所又は居所の変更の事実を証明することができる書類を、氏名変更届には運転免許証その他の氏名の変更の事実を証明することができる書類及び被保険者証を添えさせる。

ただし、提出された添付書類により変更前後の住所又は居所を確認できる場合には、住所変更届の提出を省略して差し支えない（この場合、当該受給資格者に係る離職票の住所又は居所欄を新たな住所又は居所に朱書により訂正しておく。）。氏名変更届の提出を受けたときは、所要のデータを労働市場センター業務室（以下「センター」という。）あて入力することにより、当該者に係る被保険者台帳に記録している氏名を新たな氏名に変更するとともに、被保険者証を再交付する（20853参照）。

また、これらの届は、離職票に添えて保管する。

なお、離職票に添付せず別途一括保管することとして差し支えないが、この場合は当該受給資格者に係る離職票の所要欄を新たな住所又は居所、氏名に朱書により訂正しておく。

- ロ 受給資格者が受給中に住所若しくは居所又は氏名を変更した場合についても、次回の失業の認定日又は支給日までに届出を行わせる（則第49条第1項）。この場合は、当該者に係る支給台帳に記録している氏名を新たな氏名に変更した後、被保険者証の再作成処理を行って、再交付するほか、受給資格者氏名・住所変更届に受給資格者証を添えさせ、必要な改定をした上、返付する。

なお、同届の保管については、上記イに準じ取り扱う。

また、同届の提出については、原則として本人が安定所に出頭した上で行うこととするが、本人が出頭できない事情がある場合には、代理人又は郵送による提出によっても差し支えない（代理人による届出の場合は委任状を必要とする。）。

- ハ 受給資格者住所変更届に添える「運転免許証その他の住所又は居所の変更の事実を証明することができる書類」は次のとおりである。

- (イ) 運転免許証、住民基本台帳カードのうち本人の写真付きであって、住所が記載されているもののいずれかで、変更後の住居所が確認できる書類。
- (ロ) 受給資格者が(イ)の書類を所持していない場合は、国民健康保険被保険者証又は健康保険被保険者証、住民票記載事項証明書（住民票の写し、住民基本台帳カードのうち本人の写真のないもの、印鑑証明書）のいずれかで、変更後の住居所が確認できる書類。
- (ハ) 居所の確認に当たっては、民生委員の証明、公共料金の領収書その他の居所の確認のために適切と認められる書類のいずれかで、変更後の住居所が確認できる書類。

- ニ 受給資格者氏名変更届に添える「運転免許証その他の氏名の変更の事実を証明することができる書類」は次のとおりである。

- (イ) 運転免許証、住民基本台帳カードのうち本人の写真付きであって氏名が記載されているもの、旅券（パスポート）のいずれかで、変更後の氏名が確認できる書類。
- (ロ) 受給資格者が(イ)の書類を所持していない場合は、国民健康保険被保険者証又は健康保険被保険者証、住民票記載事項証明書（住民票の写し、住民基本台帳カードのうち本人の写真のないもの、印鑑証明書）、年金証書のいずれかで、変更後の氏名が確認できる書類。

受給資格者氏名住所変更届

※ 帳票種別

① 安定所番号

② 支給番号

③ 新氏名

[illegible]

雇用保険法施行規則第49条第1項の規定により上記のとおり届けます。

平成 年 月 日

公共職業安定所長殿 (高年齢・特例) 受給資格者氏名 _____ 印

支 給 番 号 (_____)

電 話 番 号 (_____)

備 考		※口座名義変更確認欄

※	所 長		次 長		課 長		係 長		係		操 作 者	
---	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---	--	-------------	--

業 務 取 扱 要 領

54001－55000 雇用保険給付関係
(高年齢継続被保険者に対する求職者給付)

厚生労働省職業安定局雇用保険課

目 次

54001－ 54100	第 1	離職票の受理	1
54101－ 54200	第 2	高年齢受給資格の決定	2
54101－ 54110	1	高年齢受給資格の決定及び被保険者期間	2
54101	(1)	高年齢受給資格及び高年齢受給資格者の意義	2
54102	(2)	高年齢受給資格の決定	2
54103	(3)	被保険者期間	3
54104	(4)	日雇の受給資格調整に伴う賃金支払基礎日数の取扱い	3
54105	(5)	日雇の受給資格の調整を受けた者の高年齢受給資格の決定	3
54111－ 54120	2	高年齢受給資格の決定に伴う事務処理	4
54111	(1)	資格喪失の確認を受けていない場合の措置	4
54112	(2)	高年齢受給資格の仮決定	4
54113	(3)	離職票提出者に労働の意思又は能力がない場合の措置	4
54114	(4)	算定対象期間内に被保険者期間が通算して6か月以上ない場合の措置	4
54115	(5)	受給期限が経過した後に離職票が提出された場合の措置	4
54116	(6)	就職状態にある者から離職票が提出された場合の措置	4
54117	(7)	高年齢受給資格の決定に伴う事務処理	4
54121－ 54130	3	算定対象期間及び受給要件の緩和	4
54131－ 54140	4	受給期限	5
54131	(1)	概要	5
54201－ 54300	第 3	高年齢求職者給付金	6
54201－ 54210	1	概要	6
54201	(1)	概要	6
54211－ 54220	2	高年齢求職者給付金の額の決定	6
54211	(1)	賃金日額の算定方法	6
54212	(2)	昭和43年7月1日前に二重の被保険者資格を取得していた場合の賃金日額の算定方法	6
54213	(3)	日雇の受給資格調整に伴う賃金日額の算定方法	6
54214	(4)	賃金日額の算定に伴う事務処理	6
54215	(5)	高年齢求職者給付金の額の決定	6
54301－ 54400	第 4	失業の認定日及び支給日の決定	8
54301－ 54310	1	失業の認定日の指定	8

54301	(1)	概要	8
54302	(2)	認定日の指定	8
54303	(3)	認定日の変更	8
54304	(4)	認定日の再指定	8
54311－ 54320	2	高年齢求職者給付金の支給日の決定	8
54401－ 54500	第5	支給台帳及び高年齢受給資格者証	9
54401－ 54410	1	支給台帳の作成、記録及びその他留意事項等	9
54401	(1)	支給台帳作成の目的	9
54402	(2)	支給台帳の作成要領	9
54411－ 54420	2	高年齢受給資格者証の作成及び交付	9
54501－ 54600	第6	待期	11
54601－ 54700	第7	失業の認定	12
54601－ 54610	1	失業の認定の意義	12
54611－ 54620	2	失業の認定要領	12
54611	(1)	概要	12
54612	(2)	高年齢受給資格者本人であるかどうかの確認	12
54613	(3)	所定の認定日であるかどうかの確認	12
54614	(4)	労働の意思及び能力があるかどうかの確認	12
54621－ 54630	3	高年齢受給資格者失業認定申告書	13
54631－ 54640	4	審査結果等に基づく失業の認定	13
54641－ 54650	5	高年齢求職者給付金等に関する事務の委嘱、高年齢受給資格者の 住居移転及び管轄安定所変更に伴う措置	13
54701－ 54750	第8	高年齢求職者給付金の支給	16
54751－ 54800	第9	給付の制限	17
54801－ 54830	第10	未支給高年齢求職者給付金の支給	18
54831－ 54860	第11	不正受給による高年齢求職者給付金の支給停止、宥恕、返還命令及び 納付命令	19
54861－ 54880	第12	不正受給の防止・摘発	20
54881－ 54900	第13	解雇の効力等について争いがある場合の措置	21
54901－ 55000	第14	65歳定年退職者等に係る基本手当の支給	22

業 務 取 扱 要 領

55001－57000 雇用保険給付関係
(短期雇用特例被保険者に対する求職者給付)

厚生労働省職業安定局雇用保険課

目 次

55001－ 55100	第 1	離職票の受理	1
55001－ 55050	1	離職票の受理	1
55001	(1)	離職票受理の安定所	1
55002	(2)	離職票を所持して初めて安定所に出頭し、特例一時金の支給を受けようとする者の取扱い	1
55003	(3)	離職票に記載されている住所若しくは居所又は氏名と現在の住所若しくは居所又は氏名が異なる特例受給資格者についての事務処理	1
55004	(4)	離職票提出者が本人であること及び住所又は居所の確認	2
55005	(5)	離職票と求職票との照合	2
55006	(6)	離職者の記名押印が省略されている旨の記載のある離職票の受理	3
55007	(7)	離職票受理の安定所と離職票交付の安定所との連絡	3
55008	(8)	受理した離職票の処理	3
55101－ 55300	第 2	特例受給資格の決定	4
55101－ 55150	1	特例受給資格の決定及び被保険者期間	4
55101	(1)	特例受給資格及び特例受給資格者の意義	4
55102	(2)	特例受給資格の決定	4
55103	(3)	被保険者期間	5
55104	(4)	同一暦月において 2 以上の事業所にそれぞれ賃金支払の基礎となった日数が 11 日以上ある場合、又は通算して 11 日以上ある場合の被保険者期間	6
55105	(5)	日雇の受給資格調整に伴う賃金支払基礎日数の取扱い	6
55106	(6)	日雇の受給資格の調整を受けた者の特例受給資格の決定	6
55151－ 55200	2	受給期限	7
55151	(1)	概要	7
55201－ 55250	3	受給要件の緩和	7
55251－ 55300	4	特例受給資格の決定に伴う事務処理	7
55251	(1)	資格喪失の確認を受けていない場合の措置	7
55252	(2)	特例受給資格の仮決定	7
55253	(3)	離職票提出者に労働の意思又は能力がない場合の措置	7
55254	(4)	算定対象期間内に被保険者期間が通算して 6 ヶ月以上ない場合の措置	7
55255	(5)	受給期限が経過した後に離職票が提出された場合の措置	8
55256	(6)	就職状態にある者から離職票の提出があった場合の措置	8
55257	(7)	2 枚以上の離職票の提出があった場合の特例受給資格決定の要領	8
55258	(8)	特例受給資格の決定に伴う事務処理	8

55301－ 55400	第 3 特例一時金	9
55301－ 55350	1 概要	9
55301	(1) 概要	9
55351－ 55400	2 特例一時金の額の決定	9
55351	(1) 賃金日額の算定方法	9
55352	(2) 賃金日額の最低額及び最高額	21
55353	(3) 賃金日額の最低額及び最高額の変更	21
55354	(4) 昭和43年7月1日前に二重の被保険者資格を取得していた場合の 賃金日額の算定方法	21
55355	(5) 日雇の受給資格調整に伴う賃金日額の算定方法	22
55356	(6) 賃金日額の算定に伴う事務処理	22
55357	(7) 特例一時金の額の決定	22
55401－ 55500	第 4 失業の認定日及び支給日の決定	25
55401－ 55450	1 失業の認定日の指定	25
55401	(1) 概要	25
55402	(2) 認定日の指定	25
55403	(3) 認定日の変更	25
55404	(4) 認定日の再指定	25
55451－ 55500	2 特例一時金の支給日の決定	26
55451	(1) 支給日の決定	26
55501－ 55600	第 5 支給台帳及び特例受給資格者証	27
55501－ 55550	1 支給台帳の作成、記録及びその他留意事項等	27
55501	(1) 支給台帳作成の目的	27
55502	(2) 支給台帳の作成及び記録	27
55551－ 55600	2 特例受給資格者証の作成及び交付	27
55551	(1) 概要	27
55552	(2) 特例受給資格者証の作成及び記録	27
55553	(3) 特例受給資格者証の再作成	28
55601－ 55700	第 6 待期	30
55701－ 56000	第 7 失業の認定	31
55701－ 55750	1 失業の認定の意義	31
55701	(1) 概要	31

55751－ 55800	2	失業の認定要領	31
55751	(1)	概要	31
55752	(2)	特例受給資格者本人であるかどうかの確認	31
55753	(3)	所定の認定日であるかどうかの確認	32
55754	(4)	労働の意思及び能力があるかどうかの確認	32
55755	(5)	待期が満了しているかどうかの確認	33
55801－ 55850	3	特例受給資格者失業認定申告書	33
55801	(1)	特例受給資格者失業認定申告書	33
55802	(2)	特例受給資格者失業認定申告書の事務処理	33
55851－ 55900	4	審査結果等に基づく失業の認定	37
55851	(1)	概要	37
55901－ 56000	5	特例一時金等に関する事務の委嘱、特例受給資格者の住居移転及び 管轄安定所変更に伴う措置	37
55901	(1)	委嘱による場合	37
55902	(2)	移管による場合	37
55903	(3)	管轄変更による場合	37
56001－ 56300	第 8	特例一時金の支給	38
56001－ 56050	1	特例一時金の支給要領	38
56001	(1)	概要	38
56002	(2)	支給決定を行う場合の留意事項	38
56003	(3)	特例一時金の支給に伴う事務処理	38
56004	(4)	特例受給資格者証を提出しない場合の措置	38
56051－ 56070	2	災害時における特例一時金の支給に関する特別措置	38
56071－ 56100	3	船員保険の失業保険金受給資格を併せ有する場合の特例一時金の支給	38
56101－ 56150	4	巡回職業相談所における失業の認定及び特例一時金の支給	38
56151－ 56200	5	市町村長の取次ぎによる失業の認定及び特例一時金の支給	38
56201－ 56250	6	口座振込みによる特例一時金等の支給	39
56201	(1)	口座振込みの方法による取扱いの範囲	39
56202	(2)	離職票の受理及び特例受給資格決定に伴う事務	39
56203	(3)	払渡希望金融機関の指定及び変更	39
56204	(4)	失業の認定及び支給	40
56301－ 56400	第 9	給付の制限	41

56401－ 56500	第10 安定所長の指示による公共職業訓練等受講の場合の措置	42
56401－ 56450	1 安定所長の指示による公共職業訓練等受講の場合の措置	42
56401	(1) 概要	42
56402	(2) 一般の受給資格者に対する求職者給付を受けることができる者	42
56403	(3) 公共職業訓練等受講者に対する基本手当等の支給等	42
56404	(4) 受給資格者証及び支給台帳の処理	42
56405	(5) その他	43
56501－ 56600	第11 未支給特例一時金の支給	44
56501－ 56550	1 未支給特例一時金の支給	44
56501	(1) 概要	44
56502	(2) 未支給特例一時金の支給対象者	44
56503	(3) 未支給特例一時金が支給される場合	44
56504	(4) 未認定の未支給特例一時金に係る失業の認定	44
56505	(5) 未支給特例一時金の支給手続	45
56506	(6) 未支給失業給付請求書の事務処理	45
56507	(7) 未支給特例一時金の支給に係る不正受給の取扱い	45
56508	(8) 支給台帳及び特例受給資格者証の処理	45
56601－ 56700	第12 不正受給による特例一時金の支給停止、宥恕、返還命令及び納付命令	46
56701－ 56800	第13 不正受給の防止・摘発	47
56801－ 56900	第14 解雇の効力等について争いがある場合の措置	48

業 務 取 扱 要 領

57001－58000 雇用保険給付関係
(就職促進給付)

厚生労働省職業安定局雇用保険課

目 次

57001-	I . 就業促進手当	1
57500		
57001-	第 1 就業手当	1
57040		
57001-	1 概要	1
57001		
57001	(1) 概要	1
57002-	2 就業手当の支給要件	1
57003		
57002	(2) 支給残日数の意義	1
57003	(3) 就業手当の支給要件	3
57004-	3 就業手当の額	5
57004		
57004	(4) 就業手当の額	5
57005-	4 就業手当の支給要領	6
57006		
57005	(5) 支給の手続	6
57006	(6) 支給台帳及び受給資格者証の処理	11
57007-	5 就業手当に係る不正受給処分が行われた場合の取扱い	12
57007		
57007	(7) 就業手当に係る不正受給処分が行われた場合の取扱い	12
57041-	第 1 の 2 再就職手当	16
57300		
57041-	1 概要	16
57050		
57041	(1) 概要	16
57051-	2 再就職手当の支給要件	16
57100		
57051	(1) 支給残日数の意義	16
57052	(2) 再就職手当の支給要件	18
57101-	3 再就職手当の額	22
57150		
57101	(1) 再就職手当の額	22
57151-	4 再就職手当の支給要領	23
57200		
57151	(1) 支給の手続	23
57152	(2) 支給台帳及び受給資格者証の処理	31
57201-	5 再就職手当に係る不正受給処分が行われた場合の取扱い	31
57250		
57201	(1) 再就職手当の不正受給が行われた場合の取扱い	31
57202	(2) 再就職手当以外の失業給付の不正受給が行われた場合の取扱い	32

57251－ 57300	6	再就職手当受給後に倒産、解雇等により再離職した者に係る受給 期間の延長の取扱い	32
57251	(1)	概要	32
57252	(2)	受給期間の延長対象者	32
57253	(3)	受給期間が延長される期間	32
57254	(4)	離職理由の確認	33
57255	(5)	支給台帳及び受給資格者証の処理	33
57301－ 57500	第 2	常用就職支度手当	37
57301－ 57350	1	概要	37
57301	(1)	概要	37
57351－ 57400	2	常用就職支度手当の支給要件	37
57351	(1)	常用就職支度手当の支給対象者	37
57352	(2)	常用就職支度手当の支給要件	38
57401－ 57450	3	常用就職支度手当の額	41
57401	(1)	常用就職支度手当の額	41
57451－ 57500	4	常用就職支度手当の支給要領	42
57451	(1)	支給の手続	42
57452	(2)	支給台帳及び受給資格者証等の処理	45
57501－ 57900	Ⅱ	就業促進手当以外の就職促進給付	49
57501－ 57700	第 1	移転費	49
57501－ 57550	1	概要	49
57501	(1)	概要	49
57551－ 57600	2	移転費の支給要件	49
57551	(1)	移転費の支給要件	49
57552	(2)	移転の事実の確認	50
57601－ 57650	3	移転費の額の決定	51
57601	(1)	概要	51
57602	(2)	鉄道賃、船賃及び車賃	51
57603	(3)	移転料	52
57604	(4)	着後手当	53
57605	(5)	親族の移転が遅れる場合の移転費の支給	53
57606	(6)	就職支度費が支給される場合	53

57651－ 57700	4	移転費の支給要領	53
57651	(1)	概要	53
57652	(2)	支給の手続	54
57653	(3)	支給後の事務処理等	55
57654	(4)	支給台帳及び受給資格者証等の処理	55
57701－ 57900	第2	広域求職活動費	60
57701－ 57750	1	概要	60
57701	(1)	概要	60
57751－ 57800	2	広域求職活動費の支給要件	60
57751	(1)	広域求職活動費の支給対象者	60
57752	(2)	広域求職活動費の支給要件	61
57801－ 57850	3	広域求職活動費の支給額の決定	62
57801	(1)	概要	62
57802	(2)	鉄道賃、船賃及び車賃	62
57803	(3)	宿泊料	62
57804	(4)	広域求職活動の全部又は一部を行わなかった場合	62
57805	(5)	求職活動費が支給される場合	63
57851－ 57900	4	広域求職活動費の支給要領	63
57851	(1)	概要	63
57852	(2)	支給の手続	63
57853	(3)	支給後の事務処理	65
57854	(4)	支給台帳及び受給資格者証等の処理	66

57001－57500 I 就業促進手当

57001－57009 第1 就業手当

57001 1 概要

57001 (1) 概要

- イ 就業手当は職業に就いた（51255の「就職」に該当するものをいう。）受給資格者であつて、「安定した職業に就いた者」（法第56条の2第1項第1号ロ、則第82条の2。57052イ(ロ)参照）ではない（すなわち再就職手当の支給対象とならない）場合において、当該職業に就いた日（以下「就業開始日」という。）の前日における基本手当の支給残日数が、当該受給資格に基づく所定給付日数（法第22条又は第23条の規定による基本手当を支給する日数）の3分の1以上かつ45日以上である者について、支給要件に従つて安定所長が必要と認めたときに、各就業日につき、基本手当日額（法第16条第1項に規定する11,750円（平成20年8月1日現在。その額が法第18条の規定により変更されたときは、その変更後の額）に100分の50を乗じて得た額を上限とする。）に10分の3を乗じて得た額が支給される（法第56条の2第1項第1号及び第3項第1号）（支給残日数が所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上である日から就業を開始し、継続して就業している場合の取扱いについては57002ハ参照。）。
- ロ 就業手当の支給を受けた日については、基本手当の支給を受けたものとみなされる（法第56条の2第4項）。
- ハ なお、受給資格に係る離職の日において60歳以上65歳未満の受給資格者に係るイの基本手当日額の上限額の適用については、「11,750円」とあるのは「10,530円」、「100分の50」とあるのは「100分の45」とする。

57002－57003 2 就業手当の支給要件

57002 (2) 支給残日数の意義

- イ 支給残日数とは、所定給付日数から、同一の受給資格に基づいて既に基本手当の支給を受けた日数又は傷病手当、就業手当若しくは早期就業支援金（法附則第7条にいう「特別給付」。平成15年2月27日付け厚生労働省発職第0227001号「早期再就職者支援基金事業の実施について」（以下「事務次官通達」という。）の別紙「早期再就職者支援基金事業実施要領」第5の1(2)イに規定する「早期就業支援金」をいう。以下同じ。）若しくは再就職手当若しくは早期再就職支援金（事務次官通達別紙「早期再就職者支援基金事業実施要領」第5の1(2)ロに規定する「早期再就職支援金」をいう。以下同じ。）の支給を受けたことにより基本手当の支給を受けたものとみなされた日数を差し引いた日数である。

また、そのように計算して得た日数が就業日（法第32条又は第33条の給付制限期間中に就職した場合については、当該給付制限期間の末日の翌日。(イ)において同じ。）から受給期間内の最後の日までの日数を超えるときは、受給期間の最後の日までの間に失業の認定を受け基本手当の支給対象となり得る日数が支給残日数となる（法第56条の2第1項第1号）。この支給残日数については、所定給付日数、就業年月日、待期満了年月日等を変更する場合においては、変更されることがあるので留意すること。

業 務 取 扱 要 領

58001—59000 雇用保険給付関係
(教育訓練給付)

厚生労働省職業安定局雇用保険課

目 次

58001－ 58010	1	教育訓練給付金の概要	1
58001	(1)	概要	1
58011－ 58020	2	教育訓練給付金の支給要件と支給額等	1
58011	(1)	支給対象者	1
58012	(2)	支給要件期間	1
58013	(3)	対象教育訓練	6
58014	(4)	支給額等	7
58015	(5)	支給申請の主体等	8
58016	(6)	支給申請の期限	8
58021－ 58030	3	適用対象期間の延長	10
58021	(1)	概要	10
58022	(2)	適用対象期間の延長が認められる理由	10
58023	(3)	適用対象期間が延長される日数	11
58024	(4)	適用対象期間の延長申請の手続	12
58025	(5)	基本手当に係る受給期間の延長、高年齢雇用継続給付に係る延長と教育訓練給付に係る延長申請について	14
58031－ 54040	4	支給決定手続	18
58031	(1)	支給申請書の内容等	18
58032	(2)	支給要件等の確認	20
58033	(3)	支給申請書と教育訓練修了証明書との照合について	23
58034	(4)	支給額の算定	23
58035	(5)	支給決定通知書等	23
58036	(6)	教育訓練給付金の口座振込の手続	24
58037	(7)	支給申請書用紙の配布等	24
58041－ 58050	5	支給決定に係る各種取扱い	35
58041	(1)	対象教育訓練を受講中の支給対象者が受講中に離職により被保険者失格を喪失した場合の取扱い	35
58042	(2)	基本手当受給中に対象教育訓練を受講する者に係る取扱い	35
58043	(3)	複数の教育訓練を受講する者の取扱い	35
58051－ 58060	6	支給要件照会に関する手続	37
58051	(1)	支給要件照会票の提出	37
58052	(2)	教育訓練給付金支給要件回答書の交付等	37
58053	(3)	支給要件照会に係る留意事項	37

58061- 58070	7	対象教育訓練に係る一般的情報提供	43
58061	(1)	対象教育訓練に係る情報提供	43
58062	(2)	情報提供の方法	43
58063	(3)	対象教育訓練に係る情報の検索	43
58071- 58080	8	未支給教育訓練給付金の支給	44
58071	(1)	未支給教育訓練給付金の支給対象者	44
58072	(2)	未支給教育訓練給付金の請求	44
58073	(3)	未支給教育訓練給付金の支給手続	45
58074	(4)	未支給教育訓練給付金請求書の事務処理	46
58081- 58090	9	教育訓練給付金に係る不正受給の取扱い	48
58081	(1)	不正行為	48
58082	(2)	故意の立証責任	48
58083	(3)	実行の着手	48
58084	(4)	不正の行為があった日	48
58085	(5)	不支給の効果	48
58086	(6)	不正受給金の返還を命ぜられる者	50
58087	(7)	納付命令	50
58091- 58100	10	不正受給の防止・摘発活動について	55
58091	(1)	周知活動	55
58092	(2)	教育訓練施設に対する指導	55
			55
			55
58095	(5)	不正受給金の回収	56
58101- 58110	11	教育訓練給付金の支給申請に係る教育訓練施設の行う事務に対する指導	56
58101	(1)	教育訓練給付制度の適正実施に係る協力等の必要性に係る指導	56
58102	(2)	教育訓練給付制度の周知	56
58103	(3)	領収書等の発行	57
58104	(4)	教育訓練修了証明書の発行	57
58105	(5)	安定所・受講者からの照会等への対応等	57
58106	(6)	離職者である受講者への配慮	58
58107	(7)	各種用紙等の請求・管理・配付	58

58001-58010 1 教育訓練給付金の概要

58001 (1) 概要

教育訓練給付金は、一般被保険者又は一般被保険者であった者が、厚生労働大臣の指定した教育訓練を受けた場合に、その受講のために支払った費用の一部に相当する額を支給するものであり、職業に関して必要とされる知識や技能が変化し、多様な職業能力開発が求められる中で、労働者の主体的な能力開発の取組みを支援し、もって、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的としている。

58011-58020 2 教育訓練給付金の支給要件と支給額等

58011 (1) 支給対象者

教育訓練給付金は、次に該当する一般被保険者又は一般被保険者であった者が、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定した教育訓練（以下「対象教育訓練」という。）を受け、当該教育訓練を修了した場合（以下「支給対象者」という。）について支給する。

イ 一般被保険者

対象教育訓練を開始した日（以下「基準日」という。）において一般被保険者（65歳前に一般被保険者への切替え要件に該当する短期雇用特例被保険者を含む。）である者のうち、58012によって算定される支給要件期間が3年以上ある者。

ただし、当分の間、初めて教育訓練給付を受けようとする者については支給要件期間が1年以上ある者。

ロ 一般被保険者であった者

基準日において一般被保険者でない者のうち、基準日の直前の一般被保険者でなくなった日（一般被保険者が65歳に到達して高年齢継続被保険者となった日を含み、短期雇用特例被保険者が65歳に到達して以降に高年齢継続被保険者への切替え要件に該当することになった日を含まない。）が基準日以前1年（当該期間内に妊娠、出産、育児等の理由により引き続き30日以上対象教育訓練の受講を開始することができない者が、住居所を管轄する公共職業安定所（以下「住居所管轄安定所」という。）の長にその旨を申し出た場合には、当該理由により当該教育訓練の受講を開始することができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。）以内にあり、支給要件期間が3年以上ある者。

ただし、当分の間、初めて教育訓練給付を受けようとする者については支給要件期間が1年以上ある者。

58012 (2) 支給要件期間

イ 支給要件期間とは、基準日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者（高年齢継続被保険者及び日雇労働被保険者を除き、短期雇用特例被保険者を含む。以下この58012において同じ。）として雇用された期間をいう。また、当該雇用された期間に係る被保険者となった日前に被保険者であったことがある者については、当該雇用された期間と当該被保険者であった期間を通算した期間とする。

なお、基本手当等の支給の有無は、支給要件期間の通算には影響しない。

業 務 取 扱 要 領

59001－59500 雇用継続給付関係
(高年齢雇用継続給付)

厚生労働省職業安定局雇用保険課

目 次

59001- 59100	第 1 制度の概要等	1
59001- 59010	1 給付の種類	1
59001	(1) 給付の種類	1
59011- 59020	2 基本給付金の対象者等	1
59011	(1) 基本給付金の受給資格	1
59012	(2) 基本給付金の支給対象期間	5
59013	(3) 支給対象月における支給要件	6
59014	(4) 支給対象月の支給額	6
59021- 59030	3 再就職給付金の対象者等	7
59021	(1) 再就職給付金の受給資格	7
59022	(2) 再就職給付金の支給対象期間	9
59023	(3) 支給対象月における支給要件	11
59024	(4) 支給対象月の支給額	11
59031- 59040	4 申請手続の主体等	11
59031	(1) 管轄安定所	11
59032	(2) 申請手続の主体	11
59032	(3) 電子申請による申請・届出	12
59041- 59050	5 支給申請の頻度及び支給申請の期限	12
59041	(1) 最初の支給申請	12
59042	(2) 事業所の支給申請月の指定	12
59043	(3) 第2回目以後の支給申請	13
59044	(4) 指定の手続等	13
59051- 59060	6 再就職給付金と再就職手当との併給調整	20
59051	(1) 併給調整の内容及び方法	20
59052	(2) 併給調整に係る受給資格者への周知等	20
59053	(3) 再就職先事業主からの資格取得手続の際の留意事項	21
59101- 59200	第 2 基本給付金に係る初回支給申請手続	22
59101- 59110	1 手続の概要	22
59101	(1) 概要	22
59102	(2) 基本給付金に係る最初の支給申請時に賃金月額登録及び受給資格確認を行う場合の手続	22

59103	(3)	初回の支給申請と別に受給資格確認等を行う場合の手続	26
59104	(4)	被保険者が手続を行う場合の取扱い	27
59111－ 59120	2	受給資格確認票・（初回）支給申請書の提出	34
59111	(1)	受給資格確認票・（初回）支給申請書の提出時期	34
59112	(2)	添付書類	34
59113	(3)	受給資格確認の時期に係る取扱い	35
59121－ 59130	3	基本給付金に係る賃金月額額の算定	38
59121	(1)	60歳到達時等賃金月額額の算定	38
59122	(2)	賃金月額額の算定に当たっての留意事項	40
59131－ 59140	4	支給要件の確認	46
59131	(1)	支給要件の確認内容	46
59132	(2)	支給要件の確認手順	46
59141－ 59150	5	支給額の算定	47
59141	(1)	支給額の算定方法	47
59142	(2)	実際に支払われた賃金額	48
59143	(3)	みなし賃金額	48
59144	(4)	賃金の支払日が変更となった場合等の取扱い	49
59151－ 59160	6	支給決定に係る手続	50
59151	(1)	支給の通知等	50
59152	(2)	次回支給対象月及び来所日等の指定	50
59153	(3)	口座振みによる高年齢雇用継続給付の支給	51
59201－ 59250	第3	基本給付金に係る2回目以降の支給申請手続	52
59201－ 59210	1	支給申請書の提出	52
59201	(1)	支給申請書の提出時期	52
59202	(2)	添付書類	52
59211－ 59220	2	支給決定手続	55
59211	(1)	支給要件の確認	55
59212	(2)	支給額の算定	55
59213	(3)	支給決定に係る手続	55
59251－ 59290	第4	再就職給付金に係る初回支給申請手続	56
59251－ 59260	1	手続の概要	56
59251	(1)	概要	56
59252	(2)	再就職給付金に係る受給資格の確認を行う場合の手続	56

59253	(3)	初回の支給申請に併せて受給資格確認を行う場合の手続	57
59254	(4)	被保険者が手続を行う場合の取扱い	57
59261－ 59270	2	受給資格確認票・(初回)支給申請書の提出	57
59261	(1)	受給資格確認票・(初回)支給申請書の提出時期	57
59262	(2)	添付書類	58
59263	(3)	受給資格確認票・(初回)支給申請書の提出時期に係る取扱い	58
59271－ 59280	3	受給資格の確認関係手続	59
59271	(1)	受給資格の確認	59
59272	(2)	受給資格を確認した場合の取扱い	59
59273	(3)	受給資格を満たしていない場合	60
59281－ 59290	4	支給申請関係手続	61
59281	(1)	支給申請書の提出	61
59282	(2)	添付書類	61
59283	(3)	支給要件の確認	61
59284	(4)	支給額の決定	61
59285	(5)	支給決定に係る手続	61
59286	(6)	初回支給申請にあわせて受給資格確認を行う場合の取扱い	61
59291－ 59300	第5	再就職給付金に係る2回目以降の支給申請手続	62
59291－ 59295	1	支給申請書の提出	62
59291	(1)	支給申請書の提出時期	62
59292	(2)	添付書類	62
59296－ 59300	2	支給決定手続	62
59296	(1)	支給要件の確認	62
59297	(2)	支給額の算定	62
59298	(3)	支給決定に係る手続	62
59301－ 59350	第6	高年齢雇用継続給付の受給資格者が離職により被保険者資格を喪失した場合の取扱い	63
59301－ 59310	1	被保険者資格喪失に係る支給対象月に係る取扱い	63
59301	(1)	1日以上被保険者の空白がある場合	63
59302	(2)	1日の空白もなく被保険者資格を再取得した場合	63
59311－ 59320	2	喪失後再度被保険者資格を取得した場合の取扱い	64
59311	(1)	基本給付金の受給資格者が被保険者資格を喪失した場合	64
59312	(2)	高年齢雇用継続給付の延長	64
59313	(3)	基本給付金の受給資格者が基本手当受給後に被保険者資格を再取得した場合	72

59314	(4)	再就職給付金の受給資格者が被保険者資格を喪失後基本手当を受けずに再取得した場合	73
59315	(5)	被保険者資格の再取得後の手続に係る留意事項	74
59351- 59370	第 7	出向時の高年齢雇用継続給付の取扱い	75
59351- 59360	1	出向に係る雇用保険法上の取扱い	75
59351	(1)	原則	75
59352	(2)	在籍出向に係る取扱い	75
59353	(3)	移籍出向に係る取扱い	75
59354	(4)	高年齢雇用継続給付の受給資格者が出向した場合の事務取扱い	75
59371- 59400	第 8	未支給高年齢雇用継続給付の支給	77
59371- 59380	1	未支給高年齢雇用継続給付の支給	77
59371	(1)	未支給高年齢雇用継続給付の支給対象者	77
59372	(2)	未支給高年齢雇用継続給付の請求	77
59373	(3)	未支給高年齢雇用継続給付の支給手続	78
59374	(4)	未支給高年齢雇用継続給付の支給	79
59401- 59450	第 9	高年齢雇用継続給付に係る不正受給の取扱い	81
59401- 59410	1	不正受給による高年齢雇用継続給付の支給停止・宥恕及び返還命令	81
59401	(1)	概要	81
59402	(2)	高年齢雇用継続給付の不正受給	81
59403	(3)	やむを得ない理由による宥恕	84
59404	(4)	不正受給金の返還を命ぜられる者	87
59411- 59420	2	納付命令	91
59411	(1)	概要	91
59412	(2)	納付命令の対象となる不正の行為	91
59413	(3)	納付を命ずる金額	91
59414	(4)	やむを得ない理由による宥恕	92
59415	(5)	納付を命ぜられる者	92
59451- 59500	第 10	不正受給の防止・摘発活動について	95
59451- 59460	1	周知・調査活動	95
59451	(1)	周知活動	95
59452	(2)	調査活動	95
59453	(3)	事後調査	95

59461-	[REDACTED]	96
59470	[REDACTED]	
59461	[REDACTED]	96
59471-	3 不正受給金の回収	96
59480		
59471	(1) 不正受給金の回収	96

59001-59100 第1 制度の概要等

59001-59010 1 給付の種類

59001 (1) 給付の種類

高年齢雇用継続給付は高年齢雇用継続基本給付金（以下「基本給付金」という。）及び高年齢再就職給付金（以下「再就職給付金」という。）からなる。

59011-59020 2 基本給付金の対象者等

59011 (1) 基本給付金の受給資格

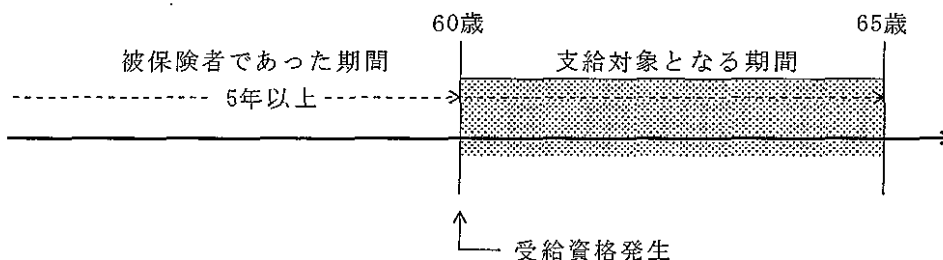
イ 60歳以上65歳未満の被保険者（短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を除く。以下同じ。）であって、被保険者であった期間が通算して5年以上である者について、基本給付金の受給資格者となる（法第61条第1項）。

ロ この場合の被保険者であった期間は、基本手当における被保険者であった期間の取扱いと同様に、当該被保険者であった期間に係る被保険者資格を取得した日の直前の被保険者資格を喪失した日が当該被保険者資格の取得日前1年の期間内にある場合であって、この期間内に基本手当（基本手当の支給を受けたものと見なされる傷病手当、就業手当及び再就職手当（早期就業支援金及び早期再就職支援金（平成15年2月27日付け厚生労働省発職第0227001号「早期再就職者支援基金事業の実施について」の別紙「早期再就職者支援基金事業実施要領」第5の1(2)イ及びロに規定する「早期就業支援金」及び「早期再就職支援金」をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）又は特例一時金の支給を受けていない場合に通算される。（法第61条第1項第1号、法第22条第3項及び第4項、法第37条第6項、法第56条の2第4項及び第5項、業務取扱要領50302参照）。

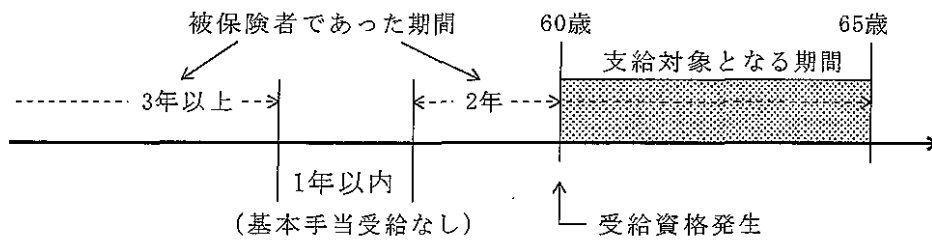
ハ 具体的には、以下の場合に基本給付金の受給資格者となる。

(イ) 60歳に達した一般被保険者（以下「60歳到達者」という。）であって、60歳に達した日（60歳の誕生日の前日）（以下「60歳到達時」という。）において被保険者であった期間（短期雇用特例被保険者であった期間を含む。以下同じ。）が通算して5年以上である場合

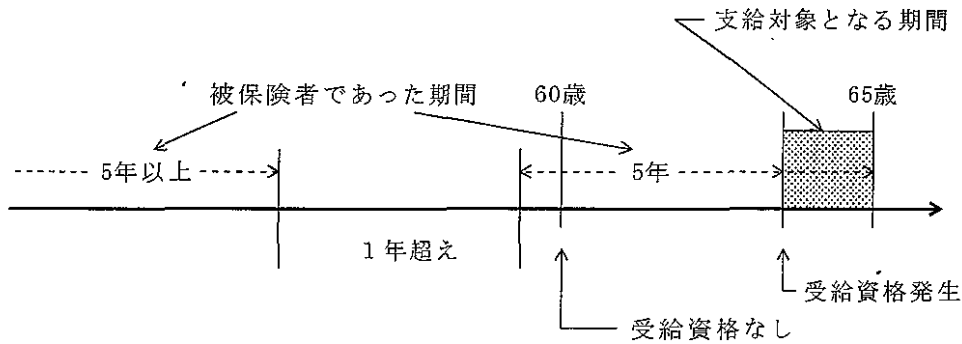
(例示1)



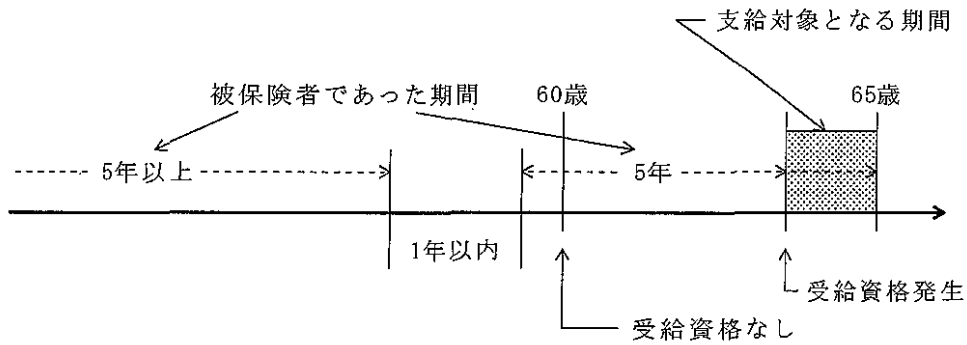
(例示2)



(例示3) 1年を超えた期間は通算できない



(例示4) 資格喪失時と資格取得時の間が1年以内であっても基本手当を受給した場合は通算できない



業 務 取 扱 要 領

59501－59800 雇用継続給付関係
(育児休業給付)

厚生労働省職業安定局雇用保険課

目 次

59501-	第 1	制度の概要等	1
59520			
59501-	1	制度の概要	1
59510			
59501	(1)	育児休業給付の受給資格	1
59502	(2)	給付の種類及び支給額等	1
59503	(3)	育児休業給付の支給対象となる育児休業	2
59504	(4)	申請手続の主体等	5
59505	(5)	支給の頻度及び支給申請の期限	5
59521-	第 2	初回の支給申請手続	8
59600			
59521-	1	概要	8
59530			
59521	(1)	概要	8
59531-	2	受給資格の確認及び休業開始時賃金日額の算定	8
59540			
59531	(1)	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書の提出	8
59532	(2)	育児休業給付の受給資格の確認の申請	9
59533	(3)	育児休業給付の受給資格の確認	9
59534	(4)	期間雇用者に係る確認 削除	11
59535	(5)	休業開始時賃金日額の算定	12
59536	(6)	支給申請を事業主が代行することについての労働組合等との合意の確認	12
59537	(7)	払渡希望金融機関口座の確認	13
59538	(8)	受給資格確認申請の期限に係る取扱い	13
59539	(9)	被保険者が支給申請手続を行う場合の取扱い	14
59541-	3	休業中給付の初回支給申請に係る取扱い	25
59550			
59541	(1)	支給申請期間	25
59542	(2)	添付書類	25
59543	(3)	支給要件の確認	26

59544	(4)	支給額の算定	27
59551ー 59560	4	支給決定等の通知等	29
59551	(1)	受給資格の確認のみが行われた場合の通知等	29
59552	(2)	初回支給申請が同時になされた場合の通知	30
59561ー 59570	5	次回支給申請期間及び来所日等の指定等	33
59561	(1)	申請月にあわせた支給申請に係る周知	33
59562	(2)	初回支給申請の申請日の通知等	33
59563	(3)	2回目以降の支給申請の支給申請期間の指定等	33
59601ー 59630	第3	第2回目以後の支給申請における取扱い	38
59601ー 59610	1	支給対象期間の延長に係る取扱い	38
59601	(1)	延長事由の申出に係る支給申請	38
59602	(2)	延長事由の申出等	38
59603	(3)	延長事由及び期間の確認	39
59604	(4)	延長期間の取扱い	40
59605	(5)	延長に係る支給単位期間の支給申請期間	40
59611ー 59620	2	第2回目以後の支給申請手続	42
59611	(1)	支給申請期間	42
59612	(2)	添付書類	42
59613	(3)	支給要件の確認	43
59614	(4)	支給額の算定	43
59615	(5)	支給決定等の通知等	43
59616	(6)	次回支給申請期間及び来所日等の指定等	43
59631ー 59670	第4	復帰後給付の支給に係る取扱い	44
59631ー 59640	1	復帰後給付の支給申請手続	44
59631	(1)	復帰後給付の支給申請期間	44

59641-	2	復帰後給付の支給決定手続	47
59650			
59641	(1)	支給要件の確認	47
59642	(2)	支給額の算定	47
59643	(3)	支給決定の通知等	48
59644	(4)	職場復帰後再度の休業中給付の取扱い	48
59645	(5)	職場復帰後再度の休業中給付を受給した場合の復帰後給付 の取扱い	48
59671-	第 5	2 度目以降の育児休業給付の支給等	49
59720			
59671-	1	他の子に係る育児休業給付の支給	49
59680			
59671	(1)	他の子に係る育児休業給付の受給資格確認	49
59672	(2)	前の子に係る対象育児休業期間の確認	51
59681-	2	同一の子について再度の育児休業給付の支給	51
59690			
59681	(1)	対象育児休業であることの確認	51
59682	(2)	支給申請手続	51
59691-	3	被保険者資格を喪失後に取得する育児休業についての育児 休業給付の支給	52
59700			
59691	(1)	1 日の空白もなく被保険者資格を取得した場合の申請手続	52
59692	(2)	1 日以上空白があつて被保険者資格を取得した場合の 申請手続	52
59701-	4	出向後に取得する育児休業についての育児休業給付の支給	55
59710			
59701	(1)	出向後 1 日の空白もなく被保険者資格を取得した場合	55
59702	(2)	出向後 1 日以上空白があつて被保険者資格を取得する 場合の申請手続	55
59721-	第 6	未支給育児休業給付の支給	57
59740			
59721-	1	未支給の育児休業給付の支給	57
59730			
59721	(1)	未支給育児休業給付の支給対象者	57

59722	(2)	未支給育児休業給付の支給対象となる期間	57
59723	(3)	未支給育児休業給付の請求	58
59724	(4)	未支給育児休業給付の支給手続	58
59725	(5)	未支給育児休業給付請求書の事務処理	60
59741- 59770	第 7	育児休業給付に係る不正受給の取扱い	62
59741- 59750	1	不正受給による育児休業給付の支給停止、宥恕及び返還命令	62
59741	(1)	概要	62
59742	(2)	育児休業給付の不正受給	62
59743	(3)	やむを得ない理由による宥恕	64
59744	(4)	不正受給金の返還を命ぜられる者	66
59751- 59760	2	納付命令	70
59751	(1)	概要	70
59752	(2)	納付命令の対象となる不正の行為	70
59753	(3)	納付を命ずる金額	70
59754	(4)	やむを得ない理由による宥恕	71
59755	(5)	納付を命ぜられる者	72
59771- 59800	第 8	不正受給の防止・摘発活動について	75
59771- 59780	1	周知・調査活動等	75
59771	(1)	周知活動	75
59772	(2)	調査活動	75
59773	(3)	事後調査	75
59781- 59790	2	発見に伴う措置	76
			76
			76
59783	(3)	正当な受給者に対する配慮	76
			76

59785	(5) 不正受給金の回収	76
-------	--------------------	----

業 務 取 扱 要 領

59801－60000 雇用継続給付関係
(介護休業給付)

厚生労働省職業安定局雇用保険課

目 次

59801-	第 1	制度の概要等	1
59820			
59801-	1	制度の概要	1
59810			
59801	(1)	介護休業給付の受給資格	1
59802	(2)	対象介護休業	1
59803	(3)	介護休業給付金の支給額等	3
59804	(4)	支給申請等の主体等	4
59805	(5)	支給申請の頻度及び支給申請の期限	5
59806	(6)	併給調整	6
59821-	第 2	支給申請手続	7
59860			
59821-	1	概要	7
59830			
59821	(1)	概要	7
59831-	2	受給資格確認及び休業開始時賃金日額の算定	7
59840			
59831	(1)	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書の提出	7
59832	(2)	介護休業給付の受給資格の確認の申請	8
59833	(3)	介護休業給付の受給資格の確認	8
59834	(4)	期間雇用者に係る確認 削除	12
59835	(5)	休業開始時賃金日額の算定	13
59836	(6)	支給申請を事業主が代行することについての労働組合等 との合意の確認	14
59837	(7)	払渡希望金融機関口座の確認	14
59841-	3	支給決定手続	23
59850			
59841	(1)	支給申請期限	23
59842	(2)	添付書類	23
59843	(3)	支給要件等の確認	24
59844	(4)	支給額の算定	27

59845	(5)	支給決定の通知等	28
59846	(6)	支給申請書用紙の配布等	29
59861－ 59920	第3	2 度目以降の介護休業給付の支給申請手続等	35
59861－ 59870	1	他の対象家族に係る介護休業給付の支給	35
59861	(1)	他の対象家族に係る対象介護休業の確認	35
59862	(2)	前の対象家族に係る対象介護休業期間の確認	37
59871－ 59880	2	同一の対象家族に係る再度の介護休業給付の支給	37
59871	(1)	対象介護休業であることの確認	37
59872	(2)	支給申請手続	37
59881－ 59890	3	被保険者資格を喪失した後に取得する介護休業についての 介護休業給付の支給	38
59881	(1)	1日の空白もなく被保険者資格を取得した場合の申請 手続	38
59882	(2)	1日以上空白があつて被保険者資格を取得した場合の 申請手続	39
59891－ 59900	4	出向後に取得する介護休業についての介護休業給付の支給	41
59891	(1)	出向後1日の空白もなく被保険者資格を取得した場合	41
59892	(2)	出向後1日以上空白があつて被保険者資格を取得した 場合	42
59901－ 59910	5	同一対象家族について2回目以降の介護休業給付の支給	43
59901	(1)	同一の対象家族に係る対象介護休業	43
59902	(2)	対象家族に係る確認	43
59903	(3)	支給日数に係る確認	44
59921－ 59940	第4	未支給介護休業給付金の支給	46
59921－ 59930	1	未支給の介護休業給付金の支給	46
59921	(1)	未支給介護休業給付金の支給対象者	46

59922	(2)	未支給介護休業給付金の請求	46
59923	(3)	未支給介護休業給付の支給手続	47
59924	(4)	未支給介護休業給付金の支給	48
59941- 59970	第5	介護休業給付に係る不正受給の取扱い	51
59941- 59950	1	不正受給による介護休業給付の支給停止、宥恕及び返還命令	51
59941	(1)	概要	51
59942	(2)	介護休業給付の不正受給	51
59943	(3)	やむを得ない理由による宥恕	53
59944	(4)	不正受給金の返還を命ぜられる者	54
59951- 59960	2	納付命令	58
59951	(1)	概要	58
59952	(2)	納付命令の対象となる不正の行為	58
59953	(3)	納付を命ずる金額	58
59954	(4)	やむを得ない理由による宥恕	59
59955	(5)	納付を命ぜられる者	60
59971- 60000	第6	不正受給の防止・摘発活動について	63
59971- 59980	1	周知・調査活動等	63
59971	(1)	周知活動	63
59972	(2)	調査活動	63
59973	(3)	事後調査	63
59981- 59990	2	発見に伴う措置	64
			64
			64
59983	(3)	正当な受給資格者に対する配慮	64
			64

59985	(5) 不正受給金の回収	64
-------	--------------------	----

業 務 取 扱 要 領

90001－91000 雇用保険日雇関係

厚生労働省職業安定局雇用保険課

目 次

90001 -- 90400	第 1 適用関係事務	1
90001 -- 90050	1 日雇労働被保険者の範囲	1
90001	(1) 日雇労働者の定義	1
90002	(2) 日雇労働被保険者	1
90003	(3) 法第 4 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の指定	1
90004	(4) 適用区域の指定基準	7
90005	(5) 日雇労働被保険者の範囲	7
90006	(6) 任意加入による日雇労働被保険者	8
90051 -- 90100	2 日雇労働被保険者の届出及び任意加入の申請	8
90051	(1) 日雇労働被保険者の届出	8
90052	(2) 任意加入の申請	18
90101 -- 90150	3 被保険者資格の取得又は喪失後の取扱い	19
90101	(1) 任意加入後の取扱い	19
90102	(2) 法第 4 3 条第 1 項の規定に該当しなくなった場合の取扱い	19
90151 -- 90200	4 被保険者手帳の交付	19
90151	(1) 被保険者手帳の意義	19
90152	(2) 被保険者手帳の新規交付	19
90153	(3) 被保険者手帳を滅失した場合の再交付	20
90154	(4) 被保険者手帳を損傷した場合の再交付	21
90155	(5) 被保険者手帳の有効期限及び便新交付	22
90201 -- 90250	5 被保険者手帳の提出	23
90201	(1) 意義	23
90202	(2) 被保険者手帳の返還	23
90251 -- 90300	6 一般被保険者等への切替え	23
90251	(1) 概要	23
90252	(2) 一般被保険者等に切り替える場合の取り扱い	24
90253	(3) 一般被保険者等に切り替えない者	25
90254	(4) 切替えが行われていないことを発見した場合の措置	25

90255	(5)	一般被保険者等に切り替えられた被保険者がその切り替えられるに至った月以後において離職した場合の取り扱い	25
90301 - 90350	7	日雇労働被保険者資格継続の認可	26
90301	(1)	意義	26
90302	(2)	認可の申請	26
90303	(3)	認可の要領及び認可の基準	28
90304	(4)	指導要領	28
90305	(5)	事務処理の要領	28
90401 - 90900	第2	給付関係事務	30
90401 - 90450	1	日雇受給資格の決定	30
90401	(1)	受給要件	30
90402	(2)	日雇受給資格の決定	33
90451 - 90500	2	求職の申込み及び失業の認定	34
90451	(1)	求職の申込み	34
90452	(2)	失業の認定時間等の告知	34
90453	(3)	失業の認定時間等の延長又は変更	34
90454	(4)	失業の認定を行う日	35
90455	(5)	失業の認定要領	35
90456	(6)	㊦の取扱い	38
90457	(7)	仮認定	38
90458	(8)	休祝日等における届出による失業の認定	39
90459	(9)	証明認定の取扱い	43
90501 - 90550	3	不就労日の確認	45
90501	(1)	概要	45
90502	(2)	不就労日の確認	45
90503	(3)	事務手続	46
90551 - 90600	4	日雇給付金の支給	48
90551	(1)	日雇給付金の日額	48
90552	(2)	日雇給付金の日額の決定と事務処理	49
90553	(3)	支給日数	50
90554	(4)	日雇給付金の支給	50

90555	(5)	日雇給付金の支給時限	50
90556	(6)	日雇給付金の支給要領	51
90557	(7)	回転式日付印の使用	51
90558	(8)	支給台帳	51
90559	(9)	被保険者手帳の「日雇労働求職者給付金支給台帳」欄の記録	55
90601 - 90650	5	特例給付	58
90601	(1)	概要	58
90602	(2)	受給要件	58
90603	(3)	日雇給付金の支給	58
90604	(4)	移管及び委嘱	62
90605	(5)	普通給付との調整	62
90606	(6)	その他の留意事項	63
90607	(7)	事務手続	63
90651 - 90700	6	未支給日雇給付金の支給	64
90651	(1)	概要	64
90652	(2)	未支給日雇給付金の支給対象者	64
90653	(3)	未支給日雇給付金の支給対象日	64
90654	(4)	未支給日雇給付金に係る失業の認定及び支給	65
90655	(5)	安定所の事務処理	66
90656	(6)	支給台帳及び被保険者手帳の処理	66
90701 - 90750	7	給付制限	66
90701	(1)	日雇労働被保険者に対する給付制限	66
90702	(2)	給付制限の期間	66
90703	(3)	事務処理	67
90704	(4)	法第52条第1項の認定基準	67
90751 - 90800	8	不正受給	68
90751	(1)	不正受給防止の趣旨及び措置	65
90752	(2)	不正受給者に対する処理	70
90753	(3)	納付命令	74
90754	(4)	やむを得ない理由があると認められる場合の措置	74

90801 - 90850	9 受給資格の調整	76
90801	(1) 概要	76
90802	(2) 受給資格調整の要件	76
90803	(3) 法第43条第2項の認可があった場合の受給資格の調整がなされる月	77
90804	(4) 受給資格調整の事務処理	78
90851 - 90900	10 受給資格、高年齢者受給資格又は特例受給資格と日雇受給資格の両者を有して いる場合	80
90851	(1) 併給禁止	80
90901 - 90920	第3 日雇派遣労働者に対する雇用保険の取扱い	81
90901 - 90910	1 目的	81
90901	(1) 目的	81
90911 - 90920	2 措置内容	81
90911	(1) 対象者	81
90912	(2) 雇用保険印紙購入手帳の交付	81
90913	(3) 雇用保険被保険者手帳の交付	82
90914	(4) 日雇派遣労働者に対して給付・職業相談等を行う公共職業安定所	83
90915	(5) 日雇派遣労働者に対する日雇受給資格の決定	83
90916	(6) 日雇派遣労働者に対する失業の認定	83
90917	(7) 日雇派遣労働者以外の日雇労働被保険者との調整	84
90918	(8) 日雇派遣労働者に対する職業相談	84
90919	(9) その他常用雇用化を促進する取り組み	85

90001 (1) 日雇労働者の定義

雇用保険において日雇労働者とは、日々雇用される者及び30日以内の期間を定めて雇用される者をいう(法第42条)。

この定義に該当するか否かの判断は、単に雇用契約の形式により行うのではなく、当該事業所における雇用慣行、当該事業において同様の条件で雇用される者の雇用実態、その者の労働条件等も勘案して行う。

なお、これらの日雇労働者が、連続する前2暦月の各月において18日以上同一事業主の適用事業に雇用されたときは、90253に該当する者及び引き続き日雇労働被保険者として取り扱われる旨の認可を受けた場合を除き、その適用事業においては日雇労働者とし(法第42条かつこ書)。

90002 (2) 日雇労働被保険者

日雇労働者であつて、次のイからハまでのいずれかの一に該当するものは、その者の雇用されたときの年齢にかかわらず、日雇労働被保険者となり、法第3章第4節「日雇労働被保険者の求職者給付」による取扱いを受ける(法第6条第1号の3、第43条第1項)。

イ 次の(イ)及び(ロ)に掲げる区域(この区域を「適用区域」という。)内に住居し、適用事業に雇用される者

(イ) 特別区(東京都の各区をいう。)又は安定所(出張所、分庁舎を含む。)の所在する市町村の区域であつて厚生労働大臣が特に指定する区域(この区域を「除外区域」という。)以外の区域

(ロ) (イ)に掲げる区域に隣接する市町村の全部又は一部の区域であつて労働大臣が指定する区域(この区域を「隣接区域」という。)

ロ 適用区域外の地域に居住し、適用区域内にある適用事業に雇用される者

この場合「適用区域内にある適用事業に雇用される者」とは「適用事業に雇用され、現実に就労する場所(事業所非該当施設も含む。)が適用区域内である者」と解して取り扱う。したがって、一の事業所として取り扱われない施設が適用区域外にある場合は、当該施設で就労する者は日雇労働被保険者とならない。

ハ 適用区域外に居住し、適用区域外の地域にある適用事業であつて、日雇労働の労働市場の状況その他の事情に基づいて厚生労働大臣が指定したものに雇用される者

90003 (3) 法第43条第1項第1号及び第3号の指定

厚生労働大臣は、法第43条第1項第1号及び第3号の指定をするには、都道府県労働局からの報告に基づき、告示をもって指定する。都道府県労働局においては、この指定を行う必要がある区域があると認めるときは、次のイからハまでに掲げるところによりその旨を報告する。

この場合において、関係市町村又は関係地区に組織する日雇労働者の代表的組合、代表的事業主団体等の要望があるときは、その意見を聴いた上、その意見を添えること。

なお、厚生労働大臣の指定の取消しについても、指定の場合に準じて行う。

イ 除外区域の指定に関する報告

特別区又は安定所の所在する市町村の一部の区域を、適用区域から除外すべきものについて報告するに当たっては、次の事項に関する資料を添える。

- (イ) 適用区域から除外すべき特別区又は安定所の所在する市町村の一部の区域（除外区域）の名称並びに当該区域を含む市町村の略図
- (ロ) 除外区域に居住する日雇労働者が安定所に出頭するために要する片道の時間及び経費（最高、最低及び平均）並びに利用する交通手段の状況（交通手段の種類、会社名、運行状況等）
- (ハ) 除外区域内の適用事業数及び当該事業に雇用される一般被保険者、高年齢継続被保険者及び短期雇用特例被保険者の概数
- (ニ) 当該安定所に登録されている日雇労働者又は日雇労働被保険者手帳交付数
- (ホ) 除外区域に居住する日雇労働者概数（なるべく印紙保険料の等級に対応する賃金日額、すなわち8,200円未満、8,200円以上11,300円、11,300円以上の別により区分すること）
- (ヘ) 除外区域の適用事業における過去3か月間の日雇労働者稼働状況（各月別、実人員及び延日数の概数）
- (ト) 除外すべき主な理由
- (チ) その他参考となる事項（要すれば、適用除外に対する日雇労働者の意向）